

第3節 運輸省担当部門

I 輸送機械部門

II 輸送および倉庫部門

I 輸送機械部門

[鋼船] 381010

概念、定義および範囲

本部門の範囲は日本標準産業分類の「3461 鋼船製造、修理業」のうち鋼船製造にかかる部門である。従って「3643 船製造、修理業」と「3644 船用機関製造業」は含まない。舟艇製造は「木船」に船用機関製造業は「原動機、ボイラー」にそれぞれ含まれる。本部門には船体ブロックを製造している事業所を含むこととする。しかし船体ブロックを本部分に含めても自部門取引となるので生産額にはあげない。

推計資料

海事統計月報(45年12月)(運輸省情報管理部)

通関統計(大蔵省)

推計方法

- 1 生産額推計 国内船については、海事統計月報の建造額を、輸出船については通関統計の輸出額を採用した。
- 2 投入額推計 船舶局監理課「計画造船原価内訳」により推計した。
- 3 産出額推計 政府消費及び在庫純増については経済企画庁の投入を使い、輸出入は通関統計によって残りを固定資本形成とした。

問題点

船舶のジャンボ化等の大改造は船舶修理に格付けされているが、大改造は新造と同様な考え方方が一般的であり、且つ建設等との取扱いとも一致するため船舶修理部門からは除外して本部門に含めた方がよいと思われる。しかし、資料の制約から従来どおり修理部門に格付けされている。

[木船] 381020

概念、定義および範囲

本部門は日本標準産業分類の「3642 木船製造、修理業」と「3643 舟艇製造、修理業」のうち製造にかかる部門である。(鋼船以外の貨物船および旅客船、漁船、舟艇、ボート等の製造)

推計資料

工業統計表(41~44年)(通産省)

通関統計(大蔵省)

推計方法

- 1 生産額推計 工業統計表(41年~44年)の船種別出荷額を引き伸ばして45年の生産額とした。
- 2 投入額推計 船舶局資料により推計した。
- 3 産出額推計 鋼船と同じ方法によった。

[船舶修理] 381090

概念、定義および範囲

- (1) 本部門は日本標準産業分類の「3641 鋼船製造、修理業」「3642 木船製造、修理業」と「3643 舟艇製造、修理業」のうち修理にかかる部門および船舶所有者の行なう自家修理である。
- (2) 問題点: 昭和40年産業連関表では修理は原則として他の修理部門を迂回していた。しかし他の修理部門に迂回すると業種としての実態がなくなってしまい好ましくない。つまり船舶修理の場合には補機、甲板機械、航海計器、船体塗装等を他の修理部門に迂回させると船体修理のみとなってしまい付加価値の中の人件費が異常に大きくなってしまう。従って、外注部分については迂回するが、自社内で行なわれているものについては迂回を行なわない。
なお、電気機器等船舶修理とは考えられないものについては軽微な修理を除いては製造メーカー等で修理が行なわれると考えられる。

推計資料

海事統計月報(45年12月)(運輸省情報管理部)

推計方法

- 1 生産額推計 海事統計月報による修繕高を生産額とした。
- 2 投入額推計 40年表の比率を使った。
- 3 産出額推計 40年表の比率を使った。

問題点

範囲上の問題として自家修理部門を含める必要がある。

[鉄道車両] 382010

概念、定義および範囲

本部門は日本標準産業分類の「362 鉄道車両、同部分品製造業」のうち製造にかかる部分である。(鉄道車両部品はブレーキ装置、シャンバ連結器、戸閉装置等である。)さらに国鉄及び私鉄の車両工場で行なわれる大改造も本部門に

含める。

なお、「信号保安装置」は「電気通信機器および関連機器」に含められる。産業用車両は含まない。

推計資料

鉄道車両等生産動態統計月報(運輸省情報管理部)

鉄道車両工業特別調査(")

鉄道統計年報(国 鉄)

工業統計表(通 産 省)

日本統計月報(")

推計方法

生産額推計 鉄道車両新造、改造は「鉄道車両等生産動態統計月報」の1~12月の生産金額を足しあげた。

国鉄車両工場改造分は「鉄道統計年報の車両改良決算額より求めた。

部品は新造に同じ。

交付原材料は国鉄は「鉄道統計年報」より貯蔵品需給実績から、民鉄は国鉄を参考に推計した。

投入額推計 「鉄道車両工業特別調査」の結果を用い推計した。

産出額推計 輸出入については「45年産業連関表、輸出・輸入税金額表」により求め、在庫については「鉄道車両等生産動態統計から、資本形成については、政府固定資本形成と民間固定資本形成に分割した。

〔鉄道車両修理〕 382090

概念、定義および範囲

本部門は日本標準産業分類の「3621鉄道車両製造業」と「産業用車両」のうち修理にかかる部門である。鉄道業の自家修繕も本部門に含める。修理部門の迂回については船舶修理と同様にする。

推計資料

鉄道車両等生産動態統計月報(運輸省)

車両検査及び保修費実績表(")

鉄道車両工業特別調査(")

鉄道統計年報(国 鉄)

推計方法

生産額推計 鉄道車両業の修理は「鉄道車両等生産動態統計月報」の修理生産額。

国鉄自家修理は「鉄道統計年報」の振替車両費

地方鉄道軌道自家修理は「車両検査及び保修費実績表」の修理費用

投入額推計 「鉄道統計年報」の車両工場経費をもとにその投入比率を用いた。一部「鉄道車両工業特別調査」や、40年の投入比率も用いて推計した。

産出額推計 鉄道車両メーカー修理分は「私鉄車両現在車両数」より、民鉄及び各産業部門の車両保有数で配分した。

国鉄自家修理は、国鉄(旅客・貨物)国電別に産出した。

地方鉄道軌道自家修理は全額地方鉄道軌道へ産出した。

〔自動車修理〕 384000

概念、定義および範囲

本部門は「自動車」「三輪車」「自動二輪車」に対する修理を含める。ただし、ガソリンスタンドで行なう軽微な修理、オーナードライバーが部品を購入して行なう軽微な修理は実体把握が困難であるため含めていない。修理部門の迂回については船舶修理と同様とする。

推計資料

自動車整備事業実態調査(運輸省自動車局)

自動車数統計表(運輸省情報管理部)

推計方法

生産額推計 専業工場……自動車分解整備事業実態調査から大工場…ディラー工場…從業員1人当たり整備売上高を算出し從業員総数を乗じて生産額とした。

自家工場……ディラー工場の從業員1人当たり整備売上高に自家工場の從業員総数を乗じて生産額とした。

投入額推計……自動車分解整備事業実態調査から大工場を採り、特別調査結果により推計した。

産出額推計……生産額を車種別に分割し、さらに1台当たり整備費を求め、自動車数統計表の産業別車種別自動車保有台数により、産業別産出額を推計した。

II 輸送および倉庫部門

〔国有鉄道(除国電区間)〕 711000

概念、定義および範囲

(1) 日本標準産業分類の小分類「60国有鉄道」から鉄道連絡船、国電区間の旅客および工場を除いた範囲とする。

国鉄が行なっている業務で日本標準産業分類で除かれているものについては原則として除かれる。

国鉄が行なっている業務で本部門から除かれる主なもので、鉄道病院は「公立医療」に、印刷場は「印刷」に、工事局等は「鉄道・軌道建設」に発、給電所は「自家発電」に、自動車輸送部門は「道路旅客輸送」または「道路貨物輸送」にそれぞれ分類される。詳細は日本標準産業分類による。

(2) 国鉄の車内および駅構内等における広告については「広告」を通じて各部門にトランスファーするものとする。

なお、地方鉄道、軌道(712102)および道路旅客輸送(714110)等における車内および駅構内等の広告も同様の扱いとする。

推計資料

鉄道統計年報(国鉄)

旅客営業成績年報(〃)

鉄道貨物輸送概況(〃)

主要品目別貨物統計月報(〃)

旅客質的調査(〃)

推計方法

生産額推計 旅客 「旅客営業成績年報」からそれぞれの運賃、料金の1~12月を足しあげた。

無賃については旅客運賃率をもとに40年生産額から算出した。通行税は国税庁統計報告書によった。

貨物 「鉄道貨物輸送概況」「旅客営業成績年報」からそれぞれ1~12月を足しあげた。

無賃については「鉄道貨物輸送概況」からトンキロを求め、「主要品目別貨物統計月報」からの有賃の単価を乗じて推計した。

投入額推計 「鉄道統計年報」(経理編)の鉄道経費を基本に推計したのち、国電区間の投入額を差引いた。

産出額推計 旅客 「旅客質的調査」の旅客目的別内訳によった。

貨物 品目別輸送量により投入側から推計した。

問題点

産出において使用した資料は、44年10月の急行列車の乗客を対象にしているため、観光旅行のウェイトにかたよりがあると思われる。

[国有鉄道(国電旅客)] 712101

概念、定義および範囲

昭和40年産業連関表では国際標準産業分類(I S I C)を考慮して、国鉄の国電区間は都市内輸送であると考え地方鉄道軌道に含めていたが、わが国の現状から国鉄と私鉄が同一部門に含まれていると分折上不便であるため昭和45年表では、40年表との接続を考えて分離独立させることとする。具体的には国鉄の千葉、東京南、東京西、東京北、大阪および天王寺鉄道管理局内の大都市近郊電車区間の旅客輸送に伴なうものである。

推計資料

鉄道統計年報(国鉄)

旅客営業成績年報(〃)

推計方法

生産額推計 「旅客営業成績年報」より該当する鉄道管理局の1~12月の1キロを求め、1人キロ当りの賃率を乗じて推計した。

投入額推計 地方鉄道軌道の投入パターンを使い、国鉄(除国電区間)との関係で一部修正した。

産出額推計 国鉄「旅客質的調査」の結果を利用した。

問題点

資料上から、国鉄の経理やその他の大部分が一本になっており、国電区間を分割することに無理があると思われる。

[地方鉄道軌道] 712102

概念、定義および範囲

(1) 日本標準産業分類の小分類「602鉄道業(国有鉄道を除く)」に属する民公営の地方鉄道、軌道、地下鉄道、モノレール鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道および索道による輸送とする。鉄道業の経営する修理工場等の兼業部門は国有鉄道と同様にアクティビティに従って各部門に格付することとする。

(2) 昭和40年産業連関表について本部門に含まれていた国鉄の国電区間は45年表では分離独立させることとする。

推計資料

地方鉄道・軌道運輸統計月報(運輸省)

私鉄統計年報(〃)

推計方法

生産額推計 「私鉄統計年報」をもとに推計した。

投入額推計 大枠は「私鉄統計年報」の営業成績表でつかみ、あと、私鉄大手5社の鉄道営業費明細表をもとに推計した。

産出額推計 旅客は国鉄「旅客質的調査」の結果を利用した。

貨物は品目別輸送量により投入側から推計した。

問題点

旅客産出の資料がないため、国鉄の調査結果によった。

[道路旅客輸送] 712210

概念、定義および範囲

日本標準産業分類の中分類「61道路旅客運送業」に属する範囲とする。具体的には乗合バス業、ハイヤー業、タクシー業、貸切バス業、特定旅客自動車運送業および旅客軽車両運送業である。レンタカーは「その他の対個人サービス(貸自動車業)」に含まれる。

なお、国鉄の旅客自動車輸送も本部門に含まれる。

推計資料

旅客自動車輸送指標(運輸省自動車局)

総合輸送活動指数(〃 情報管理部)

自動車経営指標（運輸省自動車局）

推計方法

生産額推計 旅客自動車輸送指標から45年度の業種別運賃収入を探り、輸送活動指数により歴年修正した。

投入額推計 ① 乗合バス、貸切バス及びハイヤー、タクシーについては自動車経営指標から各営業種別に費用構成をえさらに営業報告書の営業費明細により推計した。

② 特定については、営業報告書の営業費明細により推計した。

産出額推計 ① バス、自動車局資料により推計した。

② ハイヤー・タクシー、東京乗用旅客自動車協会資料により分割した。

〔道路貨物輸送〕 714110

概念、定義および範囲

日本標準産業分類の中分類「62道路貨物運送業」から「通運業」を除いた範囲とする。具体的には一般路線貨物自動車運送業、一般小型貨物自動車運送業、一般区域貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽車両運送業とする。昭和40年産業連関表では通運業は本部門に含まれていたが分析上不便であるため45年表では分離独立した。

推計資料

自動車輸送指標（運輸省）

総合輸送活動指数（〃）

陸運統計年報（月報）（〃）

自動車運送事業特別調査（〃）

推計方法

生産額推計 自動車輸送指標により実働1日1車当たり運送収入を算出し、陸運統計年報の45年度延実働車両数を乗じ、さらに輸送活動指数を用いて歴年修正した。

投入額推計 特別調査の結果を用いて推計した。

産出額推計 霊柩を除いては、陸運統計月報の品目別輸送量から推計した。

靈柩については、生産額をそのまま産出した。

〔通 運〕 714120

概念、定義および範囲

日本標準産業分類の小分類624「通運業」とする。昭和40年産業連関表では「道路貨物輸送」に含まれていたが、通運は鉄道輸送に付帯したサービスとする見方があり、分析上も不便であるので独立させた。

推計資料

通運事業取扱指標（運輸省）

通運事業営業報告書（〃）

主要品目別貨物統計月報（日本国有鉄道）

推計方法

生産額推計 通運事業取扱指標から営業収入をとり生産額とした。

投入額推計 通運事業営業報告書から推計した。

産出額推計 通運は国鉄貨物に比例すると考えられるので国鉄の主要品目別貨物統計月報を用いて推計した。

〔道路輸送施設提供〕 714200

概念、定義および範囲

(1) 日本標準産業分類の小分類「666運輸施設提供業」のうち道路輸送に係る部門（「貨物荷扱固定施設業」については資料の制約から推計しない。）および細分類「8221駐車場」とする。具体的には自動車道業、有料道路（日本道路公団、首都高速道路公団および阪神高速道路公団）橋経営業、自動車ターミナル業および有料駐車場業である。なお、有料駐車場については公営のものを含めるものとする。

(2) レンタカーは「その他の対個人サービス（貸自動車業）」に含まれる。

推計資料

日本道路公団年報（日本道路公団）

道路統計年報（建設省）

有料駐車場特別調査（運輸省）

自家用乗用車利用目的別調査（首都高速道路公団）

自動車数統計表（運輸省情報管理部）

推計方法

生産額推計 ① 自動車道－日本道路公団年報、道路統計年報による料金収入を生産額とした。

一般自動車道については、これら資料から推計した。

② 路外駐車場－日本道路公団、首都高速道路公団の駐車料金収入及び、特別調査による単位面積当たり駐車料金に建設省調査による全国駐車場面積を乗じたものを生産額とした。

③ 自動車ターミナル－営業報告書による1バース当たりの収入額に全ターミナルのバース数を乗じて生産額とした。

投入額推計 ① 自動車道－日本道路公団損益計算書、首都及び阪神高速道路公団の営業報告書、一般自動車道事業者営業報告書から推計した。

② 路外駐車場－特別調査の結果から推計した。

③ 自動車ターミナル－駐車場の比率を用いた。

産出額推計 ① 自動車道－貨物車については、産業別自動車保有台数により産出した。

旅客車については、自家用乗用車利用目的別調査により配分した。

② 路外駐車場－産業別自動車保有台数により配分した。

③ 自動車ターミナル－トラックターミナルとバスターミナルのバース数の比

率でそれぞれ道路貨物及び道路旅客に産出した。

〔外洋輸送〕 715000

概念、定義および範囲

- (1) 日本標準産業分類の小分類「63 海洋運輸業」に属するものとする。具体的には外国航路運輸業(日本籍船舶および外国籍船舶によるもの。)である。
- (2) 昭和40年産業連関表においては外国航路運輸業と船舶貸渡業とを含んでおり、定期用船料は自部門に投入されていた。しかし、定期用船料の大部分は外国航路運輸業相互で行なわれており、外部からの用船も使用者主義によって計上すれば定期用船料すべて自部門の交点に計上されることになるので、あえて生産額を二重に計上する理由がないので生産額は外国航路運輸業収入のみとする。ただし、外国からの定期用船については国際収支のバランスから自部門に計上することとする。
- (3) 航海用船料については一般に運賃の受払と考えられており、産業連関表においても運賃の受払いとして処理した。

(3) 40年表におけるプラスの輸入は輸出に改めた。

推計資料

海上輸送の現況(運輸省海運局外航課)

国際収支表(日本銀行)

外航海運会社経営分析(運輸省海運局海運監査官室)

推計方法

生産額推計 旅客輸送については「海上輸送の現況」、貨物輸送については「国際収支表」から推計した。

投入額推計 「外航海運会社経営分析」により推計した。

産出額推計 貨物については「国際収支表」により輸出、輸入に産出した。

旅客については航空と同じ比率で産出した。

〔沿海内水面輸送〕 716010

概念、定義および範囲

日本標準産業分類の小分類「632 沿海運輸業」および「633 内陸水運業」に属する定期および不定期航路業、木船運航業、通船業、遊覧船業としての活動である。

なお、国鉄の鉄道連絡船は本部門に含める。

推計資料

鉄道統計年報(国鉄)

旅客航路事業経営分析(運輸省海運局)

内航船舶輸送統計(運輸省情報管理部)

内航海運主要企業損益計算書(運輸省海運局)

推計方法

生産額推計 旅客-旅客航路事業経営実態調査(海運局)による旅客運賃収入及び鉄道統計年報による連絡船旅客運賃収入を生産額とした。

貨物-大型鋼船輸送実績調査表(内航船舶輸送統計)から単位当たり平均運賃を算出し輸送量を乗じて生産額とした。鉄道連絡船については旅客と同じ。

投入額推計 旅客-航路事業経営分析により推計した。

貨物-内航海運主要企業損益計算書により推計した。

産出額推計 旅客-40年表の比率を使った。

貨物-内航船舶輸送統計による品目別輸送量により投入側から推計した。

40年表との相違点

40年表では、内陸水運業については資料の制約から推計しえなかったが、45年表では海運局資料「旅客航路事業経営分析」を用いて推計した。

〔港湾運送〕 716021

概念、定義および範囲

本部門は日本標準産業分類の小分類「661 港湾運送業」に属する一般港湾運送業、船内荷役業、はしけ運送業、沿岸荷役業、いかだ運送業としての活動とする。本部門は昭和40年産業連関表では「沿海、内水面輸送施設提供」に含まれている。しかし、港湾運送は施設提供とは性格が異なるため40年表との接続を考えて独立させた。

推計資料

港運統計資料(運輸省港湾局)

原価計算報告書

推計方法

生産額推計 44年近促法実態調査による扱トン数当り収入額に45年港運統計資料の扱トン数を乗じて生産額とした。

投入額推計 港湾局港政課資料により推計した。

産出額推計 「港湾荷役料率表」により品目別生産額を推計し、産出額を推計した。

〔沿海内水面輸送施設提供〕 716022

概念、定義および範囲

- (1) 港湾運送は独立部門とするので本部門は日本標準産業分類の細分類「6664 さん橋泊き業」および「6669 その他運輸に付帯するサービス」のうち水運関係事業(検査業、検量業、鑑定業、水先案内業、灯台、引船業、サルベージ業)等である。

さらに政府一般会計のうち港湾管理部門を含めることとする。

- (2) 生産額の推計にあたってトン税、特別トン税および運河通行税も含めるものとする。これらの税は必ずしも港湾の推持管理を行なう目的税ではないが、徴税の性格は入港税であり、

税の支払者である外航海運業でも港湾経費として処理していることから本部門に含めることとする。(灯台、運河に関しては日本においては通行税を徴収していないが、日本船舶が外国で支払う分については輸入として計上される。)

(3) 港湾管理活動(地方)は、政府企業として取扱う。(国の港湾整備特別会計および地方の港湾整備活動分は一般政府扱い。)

つまり、料金収入を生産額とし、経費(減価償却分を含めず)との差額には補助金を計上する。〔港湾整備業(管理施設分を含む)の資本形成は、すべて一般政府による社会資本投資とする。〕

推計資料

推計方法

生産額推計 港湾施設提供については港湾局管理課、水運関係事業については港湾局港政課資料をもとに推計した。

水先案内業については、船員局労働基準課資料により推計した。

トン税、特別トン税については海運局監督課資料から税収入を得た。

投入額推計 港湾管理活動については、40年表では港湾管理の投入構造は資本の制約から港湾運送のそれを用いた。しかし、これはアクティビティが異なるので好ましくない。そこで45年表においては企業会計方式を採用している8大港について投入構造を求め、ふくらまし推計を行なった。その他については港湾運送業と同じ率を用いた。

産出額推計 港湾運送業と同じ率を用いた。

問題点

範囲上の問題 検査、検量、鑑定、引船、サルベージを本部門に含めるべきかどうか問題である。

〔航空輸送〕 717001

概念、定義および範囲

本部門は日本標準産業分類の中分類64「航空運輸業」とする。具体的には定期航空運送業、不定期航空運送業、航空機使用事業とする。35年および40年表においては航空は1部門であったため航空輸送が急激に増加していること、これを分割することはアクティビティを明確にする上で好ましいと考えられる。

推計資料

航空輸送統計年報(運輸省情報管理部)

総合輸送活動指数(")

航空関係国際収支表(運輸省航空局)

航空旅客動態調査報告書(")

推計方法

生産額推計 ① 定期及び不定期航空運送業-定期航空4社の「有価証券報告書」による運賃収入を総合輸送活動指数で歴年修正した。

② 通行税-国内旅客運賃の10%を生産額とした。

③ 航空機使用事業-航空局資料により、飛行目的別の稼働実績に代表的機種稼働1時間当たりの平均単価を生じて生産額とした。

投入額推計 定期航空4社の損益計算書により推計した。

産出額推計 旅客-航空旅客動態調査報告書により推計した。

貨物-日本航空株式会社の品目別輸送量により投入側から推計した。

航空機使用事業-飛行目的別生産額により産出先を推計した。

〔航空輸送施設提供〕 717002

概念、定義および範囲

(1) 本部門は利用航空運送業、航空輸送施設提供業(国際および地方空港管理)、航空付帯業(代理手数料、機内飲食物売上、運航サービス、その他航空に付帯した役務等)を含む。

なお、空港ビル等は「不動産賃貸料」に、送迎バス等は「道路旅客輸送」に、給油は「商業」に、整備は「航空機」にそれぞれ格付けされる。

(2) 国および地方公共団体の行なう国際および地方空港の管理活動(空港整備特別会計の管理勘定分のみ)は、政府企業の扱いとする。つまり、料金収入(離着陸料、照明料、停留料等)を生産額とし、経費(減価償却分を除く。)との差額は、補助金または間接税(税外負担)に計上する。

(3) 空港整備等(管理施設分を含む)の資本形成は、すべて一般政府による社会資本投資とする。

推計資料

航空輸送統計年報(運輸省情報管理部)

推計方法

生産額推計 ① 利用航空運送-サンプル会社の営業報告書および取扱実績により推計した。

② 航空輸送施設提供

第1種、第2種空港-45年度の料金収入を総合輸送活動指数により歴年修正した。

第3種空港-秋田及び富山空港の収入をサンプルとして離着陸回数で推計した。

③ 航空付帯事業-定期4社の営業報告書より当該部門を抽出推計した。

投入額推計 ① 利用航空運送-代表3社の営業報告書により推計した。

② 航空輸送施設提供-航空局経理補給課資料により推計した。

(3) 航空付帯事業 - 利用航空運送業の比率を用いた。
産出額推計 ① 利用航空運送 - 航空輸送の貨物の比率を用いた。

(2) 航空輸送施設提供 - 國際収支表より輸出入を求め、残りを航空輸送に産出した。

(3) 航空付帯事業 - 航空輸送施設提供の比率を用いた。

[その他輸送] 719000

概念、定義および範囲

本部門は運輸業のうち他の部門に属さない産業が含まれる。具体的には日本標準産業分類の小分類「663 運送代理店」「664 運輸あっせん業」(観光案内(ガイド)業はその他の対個人サービスに含まれる。)、および「669 その他の運輸に付帯するサービス業」のうち、観光協会等であるが、「運送代理店」「観光協会」および「運輸あっせん業」のうち「貨物運送仲立業」および「船舶仲立業」については資料不足のため含めなかつたので「旅行あっせん業」のみである。なお、貨物運送取扱業については各々の業種と込で定義してあるので本部門に含めない。

推計資料

昭和45年旅客取扱実績 - 運輸省観光部

旅行あっせん業の国内旅客部門の実態について(昭和44年)
- 運輸省観光部

推計方法

生産額推計 ① 一般旅行あっせん業 - 「昭和45年旅客取扱実績」による取扱収入を採用した。
② 邦人旅行あっせん業 - 44年「旅行あっせん業の国内旅客部門の実態について」より1社当たり手数料収入を求め、45年の会社数を乗じて生産額とした。

投入額推計 代表会社の営業報告書を中心に推計し、「中小業者の営業報告書」を参考に、「法人企業間接費調査」を使用して推計した。

産出額推計 手数料は旅客運賃、旅館業等の業務委託費からなると考えられるので、これらの部門を中心に産出した。

[倉庫] 720000

概念、定義および範囲

(1) 本部門の範囲は日本標準産業分類の中分類「倉庫業」に属する普通倉庫、冷蔵倉庫、水面木材倉庫の活動とし自家倉庫は含まないが、協同組合倉庫(農業倉庫等)は含める。

推計資料

倉庫統計月報(運輸省港湾局)

総合農協統計表(農林省)

農業協同組合連合会統計表(〃)

水産業協同組合統計表(水産庁)

〃 連合会の概況(〃)

倉庫業特別調査(運輸省)

推計方法

生産額推計 ① 普通倉庫、冷蔵倉庫 - 特別調査によるトン当り収入に倉庫統計月報による入庫トン数を乗じて生産額とした。

② 水面木材倉庫 - 倉庫課資料による保管料率に倉庫統計月報から推計した保管料収入対象量を乗じて生産額とした。

③ 農業倉庫 - 総合農協統計表及び農業協同組合連合会統計表により推計した。

④ 漁業倉庫 - 水産業協同組合統計表及び水産業協同組合連合会の現況により推計した。

投入額推計 ① 普通倉庫、冷蔵倉庫 - 特別調査結果を用いた。

② 水面木材倉庫、農業倉庫 - 特別調査のうち普通倉庫の比率を用いた。

③ 漁業倉庫 - 特別調査のうち冷蔵倉庫の比率を用いた。

産出額推計 倉庫統計月報の品目別入庫高を用い、投入側から推計した。

第 4 節 建 設 省 担 当 部 門

1 定義および範囲

建設部門の部門分類は第1表のとおりである。

産業連関表の基本表の部門分類をさらに細分して、建設省内の作業用部門分類を行なった。これは、第1に産業連関表作成においては、投入構造の安定をはかることが必要であり、そのためには、投入構造の異なるものは、1部門独立して扱わなければならない。第2に、産業連関表を利用する場合、利用目的にあった部門分類が必要である。という点を考慮し、また生産額等の推計資料の制約などにより部門分類を行なった。

第1表 建設部門の部門分類

統合部門表		基本表	建設部門推計作業部門分類	
建築 (建設補修を含む)	住宅新建築	住宅新建築 (木造)	木造住宅 (居住専用および居住産業併用)	
		住宅新建築 (非木造)	鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造 鉄骨造コンクリートブロック造・その他造	" " "
非住宅新建築	非住宅新建築 (木造)	木造非住宅	工場、倉庫 事務所、店舗、学校、病院、その他	
		非住宅新建築 (非木造)	鉄骨鉄筋コンクリート造非住宅 鉄筋コンクリート造非住宅 鉄骨造非住宅 コンクリートブロック造・その他造非住宅	工場、倉庫 事務所、店舗、学校、病院、その他 工場、倉庫 事務所、店舗、病院、その他 工場、倉庫、その他 事務所、店舗、学校、病院
建設補修	建設補修	住宅建設補修 非住宅 "土木構築物補修		
土木	公共事業	道路関係公共事業	一般道路 一般街路 有料道路 区画整理	道路改良 "舗装 "橋梁 "補修 街路改良 "舗装 "橋梁 高速自動車国道 都市高速道路 一般有料道路
		河川その他の公共事業	沿水海 岸	河川改修維持 河川総合開発 砂防

統合部門表		基本表	建設部門推計作業部門分類	
			環境衛生 公港空災 漁港 因復害	
		公共事業 (農林関係)	農業土木 林道山沿 害復因	
	その他の建設	鉄道	鉄道	国鉄 公営(地下鉄を含む) 私鉄 地下鉄(帝都高速)
		電力 電信 電話 その他の土木建設	電力 電信 電話 上工業用水道 下水道 その他の土木建設	土地造成 民間土木その他

2 部門の定義

1) 住宅新建築(木造)(400110)

① 本部門は、主要構造部(建築基準法第2条第5号定義による。以下同じ)が木造の建築物のうち、居住専用建築物、および居住産業併用建築物のうち居住の用に供せられる部分の新築、増築、改築とする。

② 40年表までは、居住産業併用建築物(木造)について、非居住部分も含め、全額この部門として定義しているが、国民所得統計との齟合上問題である。45年表より非居住部分を分離し、これを木造非住宅とする。

③ 40年表までは、設計管理活動は、建設活動の一部とみなして、建設部門にふくめていた。しかし、設計管理活動は発注者自身が行なう場合、設計管理業者に委託する場合、建築工事の請負業者に施工とともに担当させる場合など種々の場合があり、設計管理業者に委託する場合は、その活動はサービス活動に含まれているので、建設活動から除外し、「土木建築サービス業」から購入する形とする。

なお、発注者自身もしくは、建設業者が行なう場合には、従来通り、建設活動とする。この問題は他の建築部門についても同様とする。

2) 住宅新建築(非木造)(400120)

① 本部門は、主要構造部が非木造の建築物のうち、居住専用建築物、および居住産業併用建築物のうち、居住の用に供せられる部分の新築、増築、改築とする。

② 40年表までは、居住産業併用建築物(非木造)につい

- て、非居住部分も含め、全額この部門として定義しているが、国民所得統計との齊合上問題である。45年表より、非居住部分を分離し、これを非木造非住宅とする。
- 3) 非住宅新建築(木造)(400210)
- ① 木造の建築物のうち、前記「住宅新建築(木造)」以外の建築物の新築、増築、改築とする。
 - ② 45年表より、居住産業併用建築物(木造)の非居住部分を含めることとする。
- 4) 非住宅新建築(非木造)(400220)
- ① 非木造の建築物のうち、前記「住宅新建築(非木造)」以外の建築物の新築、増築、改築とする。
 - ② 45年表より居住産業併用建築物(非木造)の非居住部分を含めることとする。
- 5) 建設補修(400300)
- ① 建築物(住宅および非住宅)および、土木構築物に関する経常的補修工事で、自家補修をふくむ。
 - ② 本来の耐用年数を著しく増加させるような大改修、公共事業に関する維持補修工事、災害復旧工事、ならびに鉄道軌道の線路、電力、信号設備、電力の送配電設備、電信電話の線路設備の取替補修工事は、ここにふくまず、資本形成とする。
- 6) 道路関係公共事業(400411)
- 以下の範囲から成る公共工事で新設工事のほか、維持補修工事を含む。
- 国および地方公共団体の行なう道路、街路事業および、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団の行なう有料道路事業。
- この部門については、40年表では次の(400419)を含め一部門として推計していたが、45年表では、道路関係事業と、それ以外の事業との二部門に分割した。
- 7) 河川その他の公共事業(400419)
- 以下の範囲からなる公共工事で、新設工事のほか、維持修繕工事を含む。
- ① 河川：国、地方公共団体の行なう河川、砂防、海岸事業および水資源公団の行なう沿水事業。
 - ② 都市計画：国、地方公共団体の行なう公園、環境衛生事業
 - ③ 港湾漁港：国、地方公共団体の行なう港湾、漁港事業。
 - ④ 空港：国、地方公共団体の行なう空港事業。
 - ⑤ 災害復旧：国、地方公共団体の行なう上記①から⑤までの各施設に関する災害復旧、災害関連、鉱害復旧事業。
 - ⑥ その他：国、地方公共団体の行なう大型漁礁、離島電気事業。
- 8) 公共事業(農林関係)(400420)
- 以下の範囲から成る公共事業で、新設工事のほか維持、補修工事、をふくむ。
- ① 農業土木：国、地方公共団体、土地改良区、および、その他団体営の土地改良事業、および農地造成事業。
 - ② 林道：国、地方公共団体の行なう林道事業、および、森林開発公団の行なう事業。
 - ③ 治山：国、地方公共団体の行なう治山事業。
 - ④ 災害復旧：" " 上記①から③までの各施設の災害復旧事業。
- 9) 鉄道軌道建設(400910)
- 国鉄、公営軌道、私鉄、帝都高速交通公団の行なう構築物の建設事業および施設保全。
- 線路、電力、信号設備の取替補修については、修繕費より推計、この部門にふくめる。
- 10) 電力施設建設(400920)
- 九電力株式会社、電源開発株式会社、地方公営企業の行なう電気事業、その他電気事業者、および、日本原子力発電株式会社の行なう、発、送、配電施設に関する構築物の建設事業および施設保全で取替補修をふくむ。
- 11) 電信電話施設建設(400930)
- 電々公社の行なう電信電話線路施設に関する構築物の建設事業および施設保全で、取替補修を含む。
- (注) 9), 10), 11), 部門における取替補修とは次のものをいい、それらは建設補修とせず、各部門に入れることとする。
- 鉄道軌道……線路、電力、信号設備
電信電話……線路設備
電力……送配電設備
- 12) その他の建設
- 上工業用水(地方公営企業の行なう上水道、工業用水道、簡易水道に関する構築物の建設物の建設事業)。
- 下水道(地方公営企業の行なう下水道に関する構築物の建設事業)、一般失対(地方公共団体の行なう一般失業対策事業のうち建設投資的事業)、その他の土木建設(土地造成、ガス、農家土地改良、機械設備、その他上記以外の土木建築)からなる。
- 40年表においては、9)～12)部門までを一部門として推計していたが、今回は4部門に分割して推計した。
- 3) 推計資料
- イ) 建築着工統計(建設省)
 - ロ) 建設業務統計(" ")
 - ハ) 建設工事施工統計(建設省)

- ニ) 国の45年度決算書
- ホ) 農家経済調査報告(農林省)
- ヘ) 地方公営企業年鑑(自治省)
- ト) 鉄道統計年報(国鉄コンピュータ部)
- チ) 私鉄統計年報(運輸省)
- リ) 法人企業投資実績調査(経企庁)
- ヌ) 国富調査報告(経企庁)
- ル) 法人企業間接費調査報告(経企庁)
- オ) ガス統計(通産省)
- ワ) 道路3公団、水資源公団決算書
- カ) 電気事業の決算に関する資料(通産省)
- ヨ) 法人企業統計年報(経企庁)
- タ) 家計調査(総理府)
- レ) 農業および農家の社会勘定(農林省)
- ソ) その他

4 生産額推計

- 1) 建築部門(400110, 400120, 400210, 400220)

全国的な建築工事量を推計する資料として、固定資産の価格等の概要調査の中の家屋についての報告がある。

また、建設工事施工統計などもあるが、前者については地方公共団体が調査する関係上、もれが少ないと考えられるが、明確な建築物の年間の増減や適正な価格が把握できないくらいがあり、後者については統計のとらえている時点で、年間50万円以下の工事は捨象しており、調査上のもれなどが考えられて、ともに充分な推計が行なわれない。また、他の資料からは、部分的なものしか推計できない。

そこで、全国的な統計として建築物着工統計が発表されているので、それを主体として推計することにした。

この統計は、建築主が建築物を建築しようとする場合に、建築基準法によって、その建築物が合法的なものかどうかを都道府県知事に対して確認のための申請書および工事届を提出することになっている。その書類が提出された段階で、統計をとらえて作られている。

ところが、建築物の床面積合計が10㎡以内のものは確認を受ける必要がなく、都市計画区域外では、着工届だけ提出すればよいことになっているため、小建築物(床面積10㎡以内のもの)や、違法建築物などが統計にはのっていないというもれが考えられる。

そこで、建築物着工統計の補正調査などをチェック資料として、建築物着工統計の数字を、次の点について補正して、建築部門の生産額とした。

- (i) 統計のカバレッジの補正。
- (ii) 統計が着工ベースであるので施工ベースに補正。

(iii) 統計に表われている工事量予定額は、統計の報告主がそれぞれ建築主であるため、低評価のきらいがあるので、その価額評価の補正。

(iv) 建築着工統計にはのっていない小建築物についての補正。

2) 建設補修(400300)

建設補修の生産額推計は資料の関係上、民間企業関係、住宅、鉄道、電力、電信電話、政府関係別に行なった。

(i) 民間企業の建設補修：法人企業統計年報から修繕費を取り、それには機械修繕費も含まれているので、経済企画庁で行なった法人企業間接費調査の結果を利用して、機械と建物その他構築物とに分割した。また法人企業統計は、民間の法人企業についての統計であるので、個人企業分も含める必要がある。そこで35年国富調査(40年国富調査資料がないため)から、法人資産評価額と個人事業体等資産評価額の比率を求め、それを先の法人分の補修額に乗じて、民間企業全体の補修額とした。

また個人企業分については、農家経済調査から別途推計し、その分を農林業の建設補修と考えた。

(ii) 国鉄：私鉄の建設補修

鉄道統計年報、私鉄統計年報より推計したが、最終的には運輸省の推計によった。

(iii) 電気業

電気業会計規則による決算報告書の修繕費の構築物部分をとった。

(iv) ガス業

通産省(エネルギー庁公益事業部ガス課)調べと法人企業間接費調査とから推計した。

(v) 電信電話

電信電話公社の決算書から推計した。

(vi) 中央政府

国の決算書によるほか、政府企業については個別に聞き取をして推計した。

(vii) 地方政府

地方財政統計年報の目的別性質別歳出内訳から目的別に維持補修費をとった。

(viii) 地方公営企業

前項までに推計されてきた交通。

電気、ガス事業を除いた水道、病院、下水道、その他、市市場、と場、観光事業について、地方公営企業年鑑より推計した。

(ix) 住宅

住宅の修繕費は、特家の場合は自己負担、貸家については家賃の中に含まれているものと貸主が直接自己負担する

ものとが考えられるが、これを推計する基礎資料がないため、家計調査における修繕費（農家については農家経済調査報告による）に世帯数を乗じるという方法で一律に推計した。

3) 土木部門

(i) 公共事業(400411, 400419)

国および地方公共団体決算書より推計することを基準とした。この部門の基礎資料として建設資料として建設業務統計があるので、それで推計出来るがそれ以外（空港等）は直接決算書より求めた。この統計数値の中には土木投資とならない用地補償費、営繕、宿舎費が入っているのでそれを除いた。またこの値は年度ベースであるので、これを建設総合統合統計による暦年修正率で修正（以下すべてこの方法で暦年修正をしてある。）し、暦年の生産額を求めた。

(ii) 公共事業(400420)

「農業および農家の社会勘定」の公共事業のうち直轄、補助事業を使って推計した。

(iii) 鉄道軌道建設(400910)

イ) 国鉄

鉄道統計年報の経理編から国鉄の建設工事額を推計するには、工事勘定のうち、工事収入内訳から推計する方法と、建設工事経費内訳および改良工事経費内訳から推計する方法があるが、後者からの推計では、建設部門の生産額には含まれるべきでない土地および機械費等の控除額の推計が明確にできない欠点がある。そこで工事収入内訳から各施設へ振替えられた金額を、さらに土地、建物、線路設備等の細目におさえ、その中から、土木的なものを抽出した。

ロ) 私鉄、公営鉄道

私鉄は法人企業投資実績801民営鉄道から推計し、公営鉄道については総事業費を帝都高速度交通営団の新線建設費と同じ率で分けて推計した。

ハ) 帝都高速度交通営団

総事業費を新線建設費の費用内訳の比率で分けて、その中の土木投資を構成するものを推出して推計した。

(iv) 電力施設建設(400920)

9電力株式会社、電源開発株式会社、公営企業の電気事業、他の電気事業については、電源開発の現状より、45年度の工事資金実績額を施設別（発電設備、送電設備、変電設備、配電設備、業務設備、その他設備の別）におさえて、各施設の建設費の内訳を見て、土木的なものを抽出して、生産額とした。

また、日本原子力発電会社については、建設仮勘定の純増のうち、土木的なものをとり、日本原子力研究所については原子力年報より推計した。

(v) 電信電話施設建設(400930)

電信電話公社の施設別（電信電話社機械施設、電信電話線路施設等）決算および有形固定資産の純増を使って推計した。

(vi) その他の建設(400990)

イ) 水道、上水道、下水道

地方公営企業年鑑より、法適用、非適用および準公営企業の行なう水道事業について、資本的支出のうち、建設費をとり、建設業務統計から用地補償費率を求めて建設費から用地補償費を控除して生産額とした。

なお、上水道には、工事用水道、簡易水道を含めた。

ロ) 土地造成・その他土木（構築物）

法人企業投資実績調査報告から、土地改良工事費および構築物の投資額をおさえ、それを全営利法人企業の投資額に補正し、土地改良工事費については日本住宅公団の行なった土地造成工事および地方公営企業の行なった分を加えた。

また、構築物についても中央政府および地方公共団体分を加えて生産額とした。

ハ) 一般失対

地方財政統計年報より失業対策費をとった。

ニ) 農家土地改良

「農業および農家の社会勘定」の中の非補助事業をとった。

ホ) その他建設（機械設置工事）

建設工事施工統計から、機械等の設置工事および機械装置の現場組立工事を行なっていると考えられる設備工事業者の施工額をおさえた。

ヘ) その他

業務統計の中の駐車場建設をとった。

5 投入額推計

投入額推計の作業は建築部門、建設補修、土木部門の3つに分けて行なったその方法は以下のとおりである。

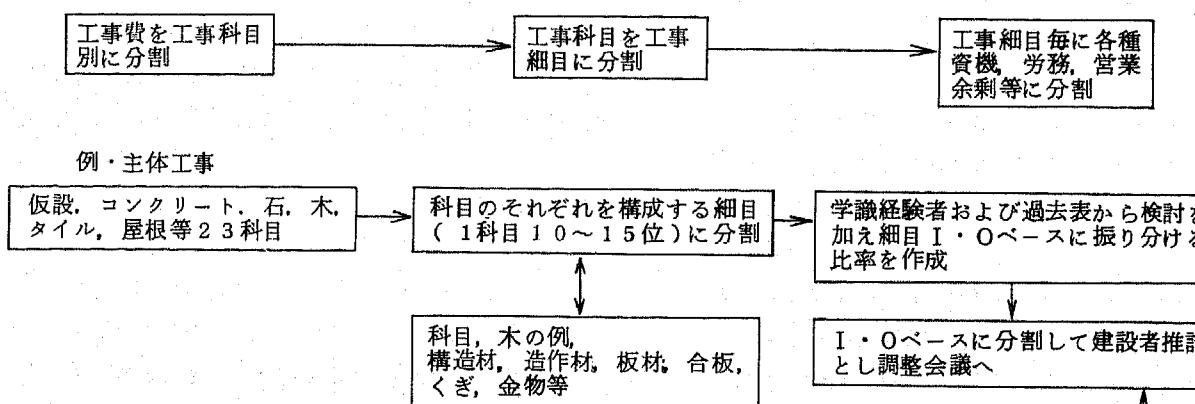
1 建築部門

建築関係部門はイの①～③について特別調査を行いその作業概要はロのとおりである。

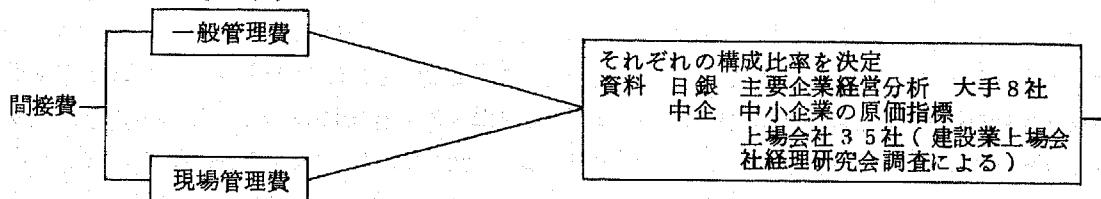
- イ) ① 木造住宅 民間住宅 約100件（植産住宅の例）
- ② 公営住宅 約50件（都道府県発注のもの）
- ③ 非木造建築物 建設工業経営研究会加盟の業者を対象に主体工事、設備工事に分けて行った。

主体工事 666 件 設備工事 625 件

□) 作業フロー



設備工事(主体工事に準ずる)

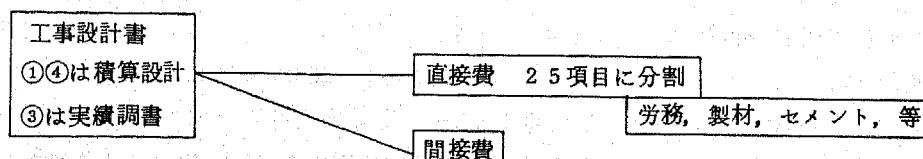


2 土木部門

土木工事については大きく公共事業関係と民間土木工事について、調査をし、他に I・O 分類に直接該当する事業体へは別途調査をした。その概要は以下のとおりである。

- イ) ① 公共事業工事費内訳調査(道路および河川)
- 母集団を把握するための予備調査(工事規模別工事種類別)……72,988 件(うち約 17,000 件は 100 万円以下の災害復旧工事である。)
- 本調査……予備調査の中から 2,061 件の調査をした。
- ② 農業土木(土地改良、災害復旧等)

ロ) 作業フロー



◎ 農林省が国営、県営、団体営事業等について調査した「農業土木事業投入調査」を使用した。

③ 土木工事費内訳調査

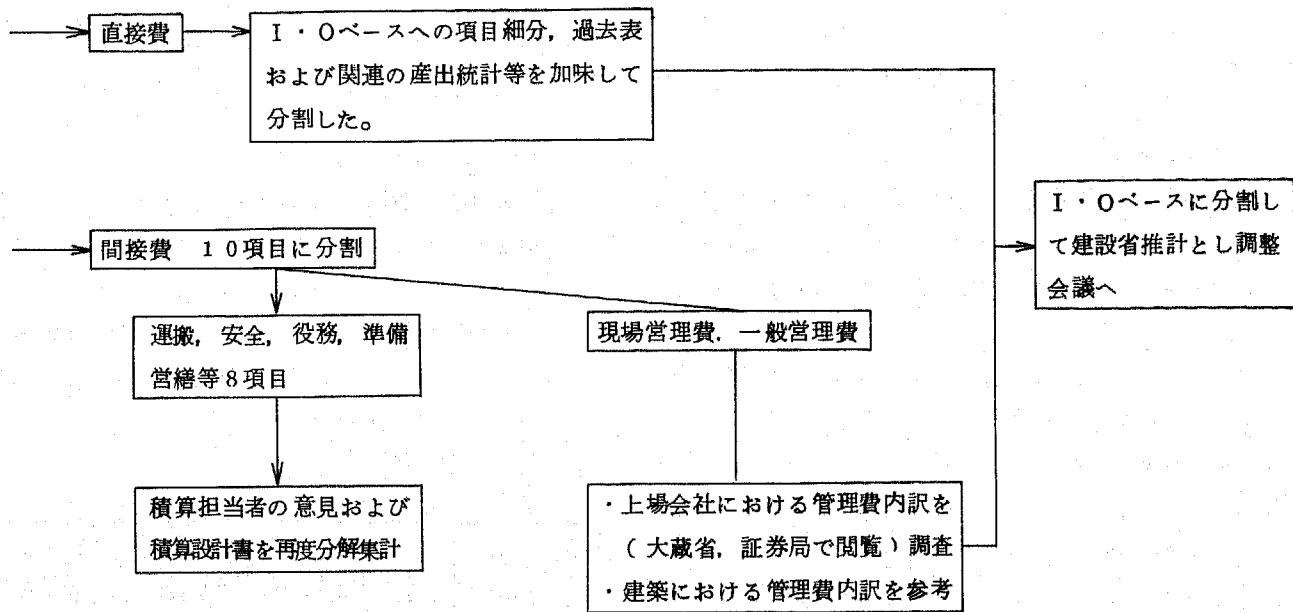
対象工事を「公共工事着工統計」および「民間土木工事着工統計」から工事種類毎に選び出し請負業者に對しメール調査を実施した。

9 工事種類 220 件

④ 鉄道 標準的工事を選んで、国鉄 7 件、帝都高速 2 件、地下鉄 2 件の調査を実施した。

⑤ 電信電話

電々公社に依頼をして資料を収集して推計した。



3 建設補修

建設補修についての基礎資料はなく、また特別調査も行えなかつたので40年I・Oの数値および45年I・O全建設の投入構造を参考に推計した。

6 作成作業上の問題点

1 概念、定義上および範囲上の問題点

1) 道路関係公共事業(400411)、河川その他の公共事業(400419)について

① 維持、補修工事がすべてふくまれているが、一般道路の管理(清掃、照明等)河川のしゅんせつ等小規模な維持、捕修工事については経済的支出として、建設補修にふくめるべきであると考えられるが(なお国民所得統計においては、公共事業の維持、補修はすべて、資本形成として扱われている)、時系列の問題もあるので45年

表においても、従来通り公共工事の扱いとする。

- ② アクティビティ・ベースではなく事業所ベースに近いたとえば、道路建設というアクティビティはすべて、この部門にふくまれるのではなく、国、地方公共団体、日本、首都、阪神道路公団の行なう事業に限られ、民間企業等が建設するものについては、「その他建設」のうち、その他土木として扱われている。
- 2) その他の建設(400990)について
機械設置工事について、機械本体と建設投資との分離が困難である。概念的には、工事を併なう機械の据付はすべて、建設投資とするが、機械の価格に既に工事価格が組み込まれている場合が多いと思われるが、できる限り分離、推計する。

第5節 経済企画庁担当部門

1 上水道 (5200-11)

(1) 定義および範囲

使用目的の如何を問わず、家庭および企業に対して飲用に適する水の供給を行なう活動とし、「水道法」にもとづき地方公共団体が行なう上水道事業および簡易水道事業の範囲とする。

地方公共団体以外の者が行なう水道活動（工業用水を含む）および「工業用水道事業法」にもとづき地方公共団体が行なう工業用水道事業は「工業用水道」（520012）に分類される。

(2) 推計資料

番号	資料名	年次	作成者または出所	備考
1	地方公営企業年鑑	昭和45年度	自治省	C T
2	水道統計	"	日本水道協会	I O
3	地方公共団体財政支出内容調査 法人企業間接費調査報	"	経済企画庁	I
4	昭和40年産業連関表作成報告	"	"	O
5	昭和40年産業連関表作成報告	昭和40年度	行政管理庁	I

(3) 推計方法

ア 生産額(C・T)の推計

資料(1)から上水道（簡易水道を含む）の料金収入をとり生産額とした。

(単位：100万円)

項目	法適用水道事業	法非適用簡易水道事業	計
収入	259,652	8,477	268,129
給水収入	249,496	7,260	256,756
その他の収入	10,156	1,217	11,373

イ 投入内訳の推計

資料(3)より水道事業の経費内訳の細目をとり産業連関部門分類に格付けした。

ロ 産出配分の推計

資料(2)より家庭用、営業用に配分し、家庭用については個人消費支出に、残りは一括資料(4)の光熱水費の比率と、投入側からの需要とによって配分した。

2 工業用水道 (5200-12)

(1) 定義および範囲

工業に対し工業用水の供給を行なう活動とし、「工業用水道事業法」にもとづき、地方公共団体が行なう工業用水道事業の範囲とする。

地方公共団体以外の者が行なう工業用水道（上水道を含む）および「水道法」にもとづき地方公共団体が行なう上水道事業・簡易水道事業は本部門に含まない。

(2) 推計資料

番号	資料名	年次	作成者または出所	備考
1	地方公営企業年鑑	昭和45年度	自治省	C T
2	地方公共団体財政支出内容調査 工業統計表 (用地・用水編)	"	経済企画庁	I
3	通商産業省	"	通商産業省	O

(3) 推計方法

ア 生産額(C・T)の推計

資料(1)から工業用水道の料金収入をとり生産額とした。

(単位：100万円)

項目	工業用水道
収入	
給水収入	19,962
その他の収入	6.75

イ 投入内訳の推計

資料(2)より工業用水道事業の経費内訳の細目をとり産業連関部門分類に格付けした。

ロ 産出配分の推計

資料(3)より事業所数、水源別工業用水量および用途別工業用水量表を用いて内生部門に配分した。

(4) 問題点

定義上地方公共団体の行なう「工業用水道」の範囲としているので、各産業の自家工業用水についてはこの範囲からもれており、また資料上の制約から正確な自家工業用水の生産額を把握することは困難な面が多く、今後資料の入手等について検討を加えていきたい。

3 下水道 (5200-20)

(1) 定義および範囲

汚水、雨水などの排水、終末処理を行なう施設の経営活動とし、地方公共団体の行なう公共下水道事業の範囲とする。したがって、この部門の行なう生産活動は、汚水、雨水の流通目的で設置された排水管、排水路およびその他の附属装置（浄化施設など）をもって土地の清潔を保持することであり、じんかい、汚物などの処理を行なう地方公共団体の活動は廃棄物処理(520030)に含まれる。

(2) 推計資料

番号	資料名	年次	作成者または出所	備考
1	地方公営企業年鑑	昭和45年度	自治省	CT
2	地方公共団体財政支出内容調査 昭和40年産業連関表作成報告	"	経済企画庁 行政管理庁	I I
3		昭和40年度		

(3) 推計方法

ア 生産額(CT)の推計

本部門については政府部門における非企業会計扱いとし経費総額(ただし受託工業に係る経費を除く)をもって生産額とする。

資料(1)の損益計算書から受託工事費以外の営業経費
26,898(百万円)を求めてCTとした。

営業費用 3,046.1.6

受託工事費 3,116.0

割りかけ率 0.102

業務費 $1271.6 \times 0.102 = 130$

総係費 $2039.3 \times 0.102 = 208$

その他費用 $1065.3 \times 0.102 = 109$

計 447

$$3,046.1.6 - 3,116.0 - 447 = 26,898.6$$

イ 投入内訳の推計

資料(2)より公共下水道事業の経費内訳の細目をとり、資料(3)を参考にしながら産業連関表部門分類に格付けした。

ロ 産出配分の推計

非企業扱いの原則どおり、全額「一般政府消費支出」に配分する。

(4) 問題点

本部門の取扱いについて

① 本部門を企業扱いとするか、非企業扱いとするか

② 産出配分をどう取扱うか

の問題点がある。

第①の問題点については公共下水道事業は運営の実態において都市計画などによる生活環境の整備という公共目的のために利用者負担に対し、公共負担の割合が高く(補助金が総額の約60%を占める)、企業的な独立性がほとんどない。以上の理由および新SNAおよび現行国民所得統計の取扱い基準からみて、生産額は経費総額で把握するのが妥当である。

第②の問題点である産出配分の取扱いについては、40年表の取扱いのように料金支払額をもって産業各部門および家計に配分することは、これらの部門が料金支払分だけ汚水処理経費を投入したことになるが、公共下水道事業の非企業性からみて料金支払額は汚水処理サービスの対価とはいいがたく、また、そのサービスの購入の任意性からみて他の政府企業のサービスとは質的に異っていることは明らかであり、「税外負担」として取扱うのが妥当である。従って全額「一般政府消費支出」に産出するのが妥当である。

4 廃棄物処理 (5200-30)

(1) 定義および範囲

屎尿、じんかいの収集および処理活動とし、地方公共団体の直営清掃事業および民間の清掃業者の範囲とする。

- 建物清掃、ガラス、床みがき、などは本部門に含まず、「建物サービス業」に分類される。
- 家庭および産業が行なう自家、廃棄物処理活動は本部門に含まない
- 保健所の行なう動物の死体の処理(埋却、焼却)活動は「一般政府消費支出」に分類される。

(2) 推計資料

番号	資料名	年度	作成者または出所	備考
1	事業所統計調査	44	総理府統計局	CT
2	民間給与実態調査	45	国税庁	CT
3	地方公共団体財政支出内容調査	44・45	自治省	I
4	地方財政統計年報	44・45	"	CT
5	法人企業統計	45	大蔵省	CT

(3) 推計方法

① 産出額(CT)の推計

② 地方公共団体の直営清掃事業の生産額は、非企業扱いの原則により経費総額(ただし、民間清掃業に委託した経費は除く)をもって生産額とし、民間への委託、請負分とともに全額「一般政府消費支出」に配分する。

地方財政統計年報より清掃費の44年度、45年度の消費的支出は、

44年度………159,082百万円、

45年度………204,356百万円

したがって、公営分の産出額

$$\frac{1}{4} \times 110,844 + \frac{3}{4} \times 138,840 = 27,711 + 104,130 \\ = 131,841$$

⑤ 民営清掃業の生産額は総収入額とする。

① 事業所統計調査により民営分の従業者数を求める。

	41	44	45
従業者数	25,218	25,365	25,441

* 41～44年の年伸び率を複利法によって求め、それを44年の数値に乘じて求める。

② 民間給与実態調査よりサービス業年1人当り給与額

70万6,800円

③ 法人企業統計よりサービス業の人工費率

21.17%

④ 以上より民営清掃業の生産額は、

$$0.7068 \times 25,441 \times \frac{1}{0.2117} = 84,940 \\ (\text{百万円}) \quad (\text{百万円})$$

⑤ 廃棄物処理全体の生産額は、

$$131,841(\text{百万円}) + 84,940(\text{百万円}) = 216,781 \\ (\text{百万円})$$

⑥ 投入、産出内訳の推計

⑦ 投入……地方公共団体財政支出内容調査を参考にして投入内訳を推計する。

⑧ 産出……公営分の産出は全額公務に産出し、民営分は昭和40年産業連関表の産出パターンに基づいて配分した。

(4) 問題点

民営分の推計資料が全くないので、今後民営分の資料の開拓が望まれる。

5 金融 (6200-00)

(1) 定義および範囲

① 金融市场において、金融資産および負債の取引を行なう活動であり、原則として日本標準産業分類のうち分類「50銀行・信託業」「51農林水産金融業」「52中小企業、庶民、住宅等特定目的金融業」「53補助的金融業、金融付帯業」「54投資業」および「55証券取引業」の範囲とする。

② 金融の生産額は手数料収入と帰属利子の合計額とする。

③ 今回の集計に含めた機関は第2表の通り。

(2) 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
①	銀行局金融年報	昭和46年度	大蔵省	
②	大蔵省証券局年報	昭和46 47年度	"	
③	特別会計および政府関係機関決算書	昭和45年度	"	
④	全国銀行財務諸表分析	"	全国銀行協会連合会	
⑤	全国相互銀行財務諸表分析	"	全国相互銀行協会	
⑥	有価証券報告書	"	大蔵省	
⑦	大蔵省業務資料	"	"	
⑧	法人企業統計年報	"	"	
⑨	経済統計年報	"	日本銀行	
⑩	その他			

(3) 推計方法

① 生産額の推計

金融機関別に損益計算表により、手数料収入と帰属サービス=帰属利子(受取利子一支払利子)を求めた。なお、以上の方で求めた計数はいずれも昭和45年度のものであるため、その合計額に国民所得統計における金融業の曆年転換比率を乗じて昭和45年計算に転換した。その結果、金属部門の45年度の生産額は、帰属利子が2,908,556百万円、手数料収入が868,897百万円、合計額が3,777,453百万円となり、これを昭和45年に転換して、帰属利子が2,786,397百万円、手数料収入832,403百万円、合計額が3,618,800百万円となつた。

② 投入内訳の推計

投入内訳は金融機関の損益計算書から、まず、雇用者所得、資本減耗引当、間接税、その他の費用に分割し、生産額とこれら4者の差を営業余剰とした。ただし、損益計算書から該当項目を求められなかった機関については、類似機関の投入内訳の構成比等から間接的な推計を行なつた。

その他の費用の各投入部門への分割は、上記資料④⑥⑦特に⑦を利用して算出した。この際、帰属利子に関しては主として全国銀行の投入構造を、手数料収入については主として全国銀行と証券会社の投入構造を利用して推計した。

以上の推計だけでわ、部門分割に限度があるので、本表の要求する細分割は他部門との調整を通じて得られた情報によるところが大きかった。

③ 産出配分の推計

生産額から別途推計した家計への帰属サービス分(国民所得統計より)および中央政府への帰属サービス分(日銀

推計)を控除して、残余を全銀ベースの貸出残高(日銀調べ産業別貸出残高の3,6,9,12月末の平均値)の比率で分割(約80部門に)し、更にこれを生産額の比率で415部門に分割した。ただし、農協金融、農林漁業金融公庫等の産出額については農林部門に配分した。

また、手数料の産出額は適当な配分方法がないので、帰属利子の配分比率に応じた配分を行なった。

6 生命保険 (6300-10)

(1) 定義および範囲

生命保険業およびその補助的付帯的サービスを行なう活動をいい、原則として、日本標準産業分類の「561生命保険業」、「571保険媒介・代理業」および「572保険サービス業」の範囲とする。

(2) 推計資料

資料	年次	出所	備考
1 保険年鑑	昭和45年度	生命保険協会 日本損害保険協会	
2 銀行局金融年報	" 46 "	大蔵省	
3 特別会計決算書	" 45 "	"	
4 大蔵省業務資料	" 45 "	"	
5 郵政省業務資料	" 45 "	郵政省	
6 有価証券報告書	" 45 "	大蔵省	
7 国民所得統計	" 45 "	経済企画庁	

(3) 推計方法

① 産出額の推計

生命保険会社については、資料(1)の損益計算表を使用して、次式から推計した。

$$\begin{aligned} \text{生産額} = & \{ (\text{正味保険料収入}) + (\text{資産運用益}) + \\ & - \{ (\text{正味保険金支払}) + (\text{解約返戻金}) \\ & + (\text{支払準備金純増} + \text{責任準備金純増}) + (\text{社員} \\ & \quad \text{配当金} + \text{社員配当準備金純増}) + (86条準備金} \\ & \quad \text{純増}) \} \end{aligned}$$

簡易保険および郵便年金については、資料(3)をもとに次式から推計した。

① 保険勘定

$$\begin{aligned} \text{生産額} = & \{ (\text{保険料収入}) + (\text{運用収入}) + (\text{雑収入}) \\ & - \{ (\text{保険金} + \text{還付金} + \text{諸払戻及補填金}) + \\ & (\text{責任準備金純増}) + (\text{分配金} + \text{分配準備金純増}) \} \} \end{aligned}$$

② 年金勘定

$$\begin{aligned} \text{生産額} = & \{ (\text{掛金収入}) + (\text{運用収入}) + (\text{雑収入}) \\ & - \{ (\text{年金費}) + (\text{年金契約準備金純増}) \} \} \end{aligned}$$

保険仲介業および代理業、保険サービス業については、資料の不足、兼業関係の複雑さ等により推計が困難であるが、これらの生産額の大半は生命保険会社の支払手数料によっていること、同部門間の産出は控除されること等から推計を行なわなかった。外国生命保険会社については生産額が小さいこと、資料の入手が不可能であったので、前回同様推計を行なわなかった。

曆年への転換は国民所得の転換比率を用いた。

② 投入内訳の推計

本部門についても金融部門同様、特別調査を行なわなかったため、資料については大蔵省および郵政省の業務資料に全面的に依存した。

③ 産出配分の推計

全額を家計消費支出に配分した。

生命保険の生産額

(単位: 100万円)

	生産額	人件費	物件費	間接税	減価償却	営業余剰
① 45年度	926,827	447,265	118,956	12,828	19,940	327,838
② 45曆年 (①×0.958)	887,900	428,480	113,960	12,289	19,103	314,069

(備考)各機関決算報告書より集計した。

7 損害保険 (6300-20)

(1) 定義および範囲

火災、海上、自動車等の事故その他に帰因する保険サービスおよびその補助・付帯的サービスを指し、原則として日本標準産業分類の「526損害保険業」、「571保険媒介・代理業」および「572保険サービス業」の範囲とする。なお本部門には、政府の保険および再保険特別会計、中小企業信用保険公庫が含まれるほか、在日外国損害保険会社を含む。

(2) 推計資料

	資料名	年次	出所	備考
1 保険年鑑	昭和45年度		生命保険協会 日本損害保険協会	
2 銀行局金融年報	"		大蔵省	
3 特別会計および政府関係機関決算書	"		"	
4 大蔵省業務資料	"		"	
5 農林省業務資料	"		農林省	
6 有価証券報告書	"		大蔵省	
7 その他	"			

(3) 推計方法

① 生産額の推計

① 企業扱いの部分については次式によった。(45年度の生産額 = 384,049百万円)

$$\text{生産額} = \{ (\text{正味保険料収入}) + (\text{資産運用収益}) \} - \{ (\text{正味支払保険金}) + (\text{解約・満期返戻金等}) + (\text{支払準備金純増}) + (\text{責任準備金純増}) \}$$

② 非企業扱いの部分については、経費総額を生産額とみなした。

$$(45年度の生産額 = 33,648百万円)$$

③ 45年度の本部門生産額合計は417,697百万円、国民所得の転換係数(=0.958)を用いると、45暦年の生産額は400,154百万円となる。

② 投入内訳の推計

生産額の推計と同じ資料をもとにまず、雇用者所得、物件費、資本減耗引当、間接税、営業余剰に分割した。次いで、大蔵省業務資料、農林省業務資料および各機関の業務資料を参考に投入内訳を細分したのは金融、生保部門の場合と全く同一である。

③ 産出配分の推計

国営の保険については、対応関係が明らかなものについては、その部門に配分し、民営分については、まず家計に対する帰属サービス(国民所得統計期発資料により推計)を控除し、また、対応関係が明確なものについてはその部門に配分する。両者の残余については、法人企業間接費調査を利用して配分し、細分割は生産額の比率を利用した。

損害保険の生産額

(単位: 100万円)

	生産額	人件費	物件費	間接税	減価償却	営業余剰
1.企業扱い部門	384,049	100,671	184,275	12,806	6,755	79,542
2.非企業扱い部門	33,648	21,911	10,986	416	355	—
3.45年度合計	417,697	122,582	195,261	13,222	7,090	79,542
4.5暦年	400,154	117,434	187,060	12,667	6,792	76,201
(3×0.958)						

(備考) 1. 各機関の決算報告書より集計した。

8 不動産仲介業 (640100)

(1) 定義および範囲

不動産の売買、貸借または交換の代理もしくは仲介を行ない、手数料を受ける活動とし、原則として、日本標準産業分類の小分類「594不動産代理、仲介業」および「593建売業、土地売買業」「599その他の不動産業」のうち不動産取引の代理、仲介を行なう活動とする。

(2) 推計資料

	資料名	年 度	出 所	備 考
(1)	国税庁統計年報	昭和45年度	国 税 庁	
(2)	法人企業統計年報	昭和45年度	大 蔵 省	
(3)	事業所統計調査	昭和41,44年度	総理府統計局	
(4)	有価証券報告書	昭和45年度	大 蔵 省	
(5)	法人企業間接費調査	昭和45年度	経済企画庁	
(6)	工業統計表	昭和45年度	通商産業省	

(3) 推計方法

① 生産額の推計

資料の不足から直接推計が不可能であったので、間接的な方法によった。まず、法人については資料(1)から不

動産業1企業当りの所得を求め、次いで、資料(3)から求めた不動産仲介業の企業数を乗じて、不動産仲介業の所得を求める。次いで、資料(2)より、不動産業の所得率を求め、これを用いて、不動産仲介業の生産額を推計した。即ち、次の通り。

$$\text{生産額} = (\text{1企業当りの所得} \times \text{企業数}) / (\text{所得率}) \\ (= 235,599\text{百万円})$$

なお、建売業・土地売買業については1/2を本部門であると仮定した。

次に個人については、資料(1)から、1個人業者当りの所得を事業所統計から個人業者数求め、更に、当庁推計の所得率(=70%)を用いて、法人同様の方式で求めた。
(=43,202百万円)

以上を合計して45年の生産額は278,801百万円となる。

② 投入内訳の推計

適切な資料がないため、資料(4)から、主要不動産業者の収入に対する経費の比率を求め、これにより投入内訳を推計し、細分割については資料(5)および産出側からの資料を参考にした。

③ 産出配分の推計

資料(5)により、各部門の不動産賃借料支払の比率によって各産業に配分した。なお、細分割は製造業については、工業統計の新規土地取得額の比率に応じて、他部門については生産額の比率に応じて配分した。

9 住宅賃貸料 (6402-00)

(1) 定義および範囲

住宅の使用によって生ずるサービスであり、所有形態の如何を問わず、家計の使用するすべての住宅および併用住宅の住居部分の粗賃借料に相当する。即ち、持家、借家の個人住宅のほか、給与住宅および各種の公営住宅も含まれる。なお持家、給与住宅および各種公営住宅については、帰属家賃も含まれる。

(2) 推計資料

	資料名	年 度	出 所	備 考
(1)	国民所得統計資料	昭和45年度	経済企画庁	
(2)	住宅統計調査	昭和38,43年度	総理府統計局	
(3)	家賃実態調査	昭和30年度	経済企画庁	
(4)	国富調査	昭和30年度	経済企画庁	
(5)	そ の 他			

(3) 推計方法

① 生産額の推計

資料(1)の個人消費支出における給家賃に設備補修の一部、および資料(2)(38年および43年調査)より定率法で延長推計した給与住宅と公営住宅の帰属家賃(営業余剰分のみ)を加えた額をもって生産額とした。

国民所得統計による消費	百万円	
支出の総家賃	4,268,102	
国民所得統計による消費	4,298,7	→建設省推計
支出の設備補修(一部)		
給与住宅差額家賃(余剰分)	135,352	公営住宅家賃
公営住宅差額家賃(余剰分)	99,249	を費用分とみなし市場価格(設備専用住宅の家賃)との差を余剰分
以上計=生産額	4,545,690	とみました。
		百万円

② 投入内訳の推計

最近の資料がないので資料(3), (4)より経費の構成比の大枠を推計し、主要不動産業者の経費構成および産出側の資料を用いて細分割をおこなった。

③ 産出の配分

定義上、全額家計消費支出に配分される。

④ 設備補修中住宅賃貸料に含めるもの

適切な資料および推計方法がないので、建設省の推計をもとに決めた。

補修費=42,987百万円

10 電報・電話 (7300-10)

(1) 定義および範囲

電報、電話(有線、無線)によるパーソナル・コミュニケーションの用に供される通信サービスとし、日本電信電話公社国際電信電話株式会社の範囲とする。

官公庁、電力、鉄道、航空、船舶、などの施設あるいは専用線、データー通信などの通信サービスは本部門に含まず、「その他の通信」(730019)に分類される。

(2) 推計資料

番号	資料名	年 次	作成者または所	備 考
1	政府関係機関決算書	昭和45年度	大蔵省	CT・I
2	日本電信電話公社決算明細書	"	日本電信電話公社	I
3	国際電信電話年報	"	国際電信電話株式会社	CT・I
4	法人企業間接費調査	"	経済企画庁	O
5	家計調査	昭和45年	総理府統計局	O
6	農家生計費調査	"	農林省	O

(3) 推計方法

ア 生産額(C・T)の推計

この部門は事業を大別して、国内電信・電話部門と国際電信・電話部門との2部門に分けられる。

国内電信・電話部門については資料(1)から営業収入を、国際電信・電話部門については資料(3)から営業収入を产出額とした。

イ 投入内訳の推計

国内電信・電話については資料(1)により、細部については資料(2)により推計した。

国際電信・電話については資料(3)から推計し、産業連表部門分類への格付けは日本電信・電話公社の投入内訳を参考に推計した。

ウ 産出配分の推計

最終需要部門のうち、家計消費支出については資料(5), (6)から都市、農村別一戸当たり電信、電話支払額に各世帯数を乗じて推計した。

そのほか、一般政府消費支出および輸出（特殊貿易）特需については投入面からの接近を試みた。

内生については、資料(4)により産業別に配分した。

(4) 問題点

生産額の推計上の問題点

I・O表はアグディビティ・ベースであるから、この部門の生産額は電信、電話および専用収入をもって計上している。したがって、企業収入の一部である広告収入は計算されない。しかしこの広告収入は電信・電話活動において電話簿作成を必要活動とみる限りにおいて、この広告収入を計上しないことには問題がある。

11 その他の通信 (7300-19)

(1) 定義および範囲

テレックス、専用線、データー通信などシステム・コミュニケーションの用に供される通信サービスとし、日本電信電話公社、国際電信電話株式会社の範囲とする。
日本電信電話公社、国際電信電話株式会社の回線を利用しないテレックス専用線、データー通信などは本部門に含まない。

(2) 推計資料

番号	資料名	年次	作成者または出所	備考
1	政府関係機関決算書	昭和45年度	大蔵省	CT・I
2	日本電信電話公社決算明細書	"	日本電信電話公社	I
3	国際電信電話年報	"	国際電信電話株式会社	CT・I
4	法人企業間接費調査	"	経済企画庁	O

(3) 推計方法

ア 生産額(C・T)の推計

この部門は事業を大別にして、国内と国際との2部門に分けられる。

国内部門については資料(1)より営業収入（専用収入、電信収入よりテレックス収入）を

国際部門については資料(3)より営業収入（専用収入、電信収入よりテレックス、専用線収入）をもって生産額とした。

イ 投入内訳の推計

投入内訳については資料上の制約から本部門独自の投入構造を把握することは困難であり「電信・電話」(730010)の投入内訳をそのまま用いた。

ウ 産出配分の推計

資料(4)により産業別に配分した。

(4) 問題点

45年表では表の利用範囲の拡大を考慮して「電信・電話」を「電信・電話」(730010)と「その他の通信」(730019)とに分離特掲したのであるが、投入内訳の推計にあたって資料上の制約から「電信・電話」(730010)の投入内訳を使用せざるをえなかった。

12 郵便 (7300-20)

(1) 定義および範囲

信書・その他の郵便物の送達を行なう国営事業の活動として郵政省所管郵便事業特別会計における郵便事業の範囲とする。

(2) 推計資料

番号	資料名	年次	作成者または出所	備考
1	郵便事業特別会計決算書	昭和45年度	大蔵省	CT・I
2	郵政省所管特別会計予算説明書	"	郵政省	I
3	法人企業間接費調査	昭和45年	経済企画庁	O
4	家計費調査	"	総理府統計局	O
5	農家生計費調査	昭和45年度	農林省	O
6	昭和40年産業連関表作成報告	昭和45年	行政管理庁	I

(3) 推計方法

ア 生産額(C・T)の推計

資料(1)から45年度郵便業務収入219,689(百万円)をもとめ年度層年転換比率(0.9670、生産所得の年度層年転換比率)をこれに乘じ、212,439(百万円)を生産額とした。

イ 投入内訳の推計

資料(2)により費目別内訳を求めた。なお、郵政事業としての経費から郵便活動分の経費を推計するため、管理、共通費等一般共通経費の郵政省所管業務（郵便、貯金、保険、通信など）に占める郵便事業の割合を求め、それぞれ郵便分担経費を算出した。

ウ 産出配分の推計

「電信・電話」(730010)と同じ方法による。すなわち最終需要部門のうち、家計消費支出については資料(4)、(5)から都市、農村別に一戸当たり郵便支払額に各世帯数を乗じて推計した。

そのほか一般政府消費支出および特需については投入面からの接近を試みた。

内生については資料(3)により産業別に配分した。

13 公務 (8100-00)

(1) 定義および範囲

中央政府、地方政府に属する公務員、常、非常勤職員の給与、諸手当、賃金および帰属賃貸料、家計外消費支出をもつて把握される一般政府の公務サービスとする。

原則として、中央政府の非企業会計、地方政府の普通会計、公益事業の非企業会計の範囲とし、一般政府に分類されるが内生部門に格付されたもの（教育医療など）以外のものである。

(2) 推計資料、推計方法については一般政府消費支出に同じ

C.T. 2,250,897百万円

投入内訳

旅 費	115,386
交際費	4,500
福利厚生費	3,351
その他会計外の消費支出	21,307
雇用者所得	2,037,395
資本減耗引当	6,8958
附加価値計	2,250,897

産出内訳

一般政府消費支出へ配分する。

14 教育 (8210-00)

I 学校

(1) 定義および範囲

学校教育法第1条に定める「小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園」及び同法第83条に定める「各種学校」の活動範囲とし、学校教育法にもとづかないものは、一般政府消費支出および他の産業部門に分類される。また学校に付属する病院と研究所はそれぞれ医療、学校研究機関に格付される。

国鉄、公社等政府関係機関の学校→それぞれの産業部門

学校教育法によらない、国、公立の教育機関→一般政府消費支出

企業の社内教育、付属施設の学校→企業の産業部門

(2) 推計資料

資料名	年次	作成者または出所	備考
学校基本調査報告書 地方教育費調査の中間報告書	昭和45年度	文部省	
	昭和45年度	"	

3	私立学校の支出および収入に関する調査報告書	昭和44年度	文部省	
4	一般会計特別会計決算書	昭和44 45年度	大蔵省	
5	地方財政統計年報	昭和45年度	自治省	
6	地方公共団体財政支出内容調査	"	経済企画庁	
7	昭和40年産業連関表	昭和40年	行政管理庁	
8	科学技術研究調査報告	昭和46年	総理府統計局	

(3) 推計方法

生産額=C.T

国公立(821001)

資本的支出を除く経費総額に建物帰属賃貸料を加えたものをC.Tとした。

なお、年度計数の暦年計数への転換はN.Iの公務の暦年／年度を使った。

国立学校経費 156,133百万円

学校基本調査の国立学校経費(44会計年度)から消費的支出を図書購入費をとり、45年度国立学校特別会計決算書の経費の対前年度伸び率を算出し、これを乗じた。

公立学校経費 1,498,709百万円

大学、短大については、学校基本調査の公立大学等の経費(44会計年度)から消費支出と図書購入費をとり、45年度地方財政統計年報の教育費の大学の人物費、物件費、維持補修費の対前年度伸び率を算出し、これを乗じ、高等専門学校以下については、地方教育費調査の中間報告(45会計年度)の教育費をとった。

建物帰属賃貸料 214,115百万円

(国立学校 15,825 公立学校 19,8290)

C.T. 1,868,957百万円

私立(821002)

営業収入をもってC.Tとした。

学校基本調査の私立学校財源から学生納付金(44年度)をとりその対前年度伸び率と生徒数の44年から45年への伸び率を乗じた。

営業収入は学生納付金とし、その内訳は、授業料、入学金、入学検定料、試験料、手数料、実験実習費、施設設備拡充費、その他の学生納付金である。

C.T. 423,021百万円

投入推計

資料(1), (2), (3)から経費の内容を推計し、細目の分割については、資料(6), (7)から推計した。

産出推計

すべて最終需要向けとし、国公立学校は政府消費支出に、私立学校は家計消費支出に配分した。

II 学校研究機関

(1) 定義および範囲

国公立学校(821001), 私立学校(821002)に附属して設置される研究機関で自然科学に関する実験、研究、人文科学に関する研究を行なう活動である。

(2) 推計資料

学校と同じ。

(3) 推計方法

生産額

科学技術研究調査報告から大学研究機関の内部使用研究費(固定資産購入を除く)と建物帰属賃貸料をもってC・Tとした。

国立学校研究機関

自然科学(821003) 15,365百万円

人文科学(821004) 1,414 "

私立学校研究機関

自然科学(821005) 454 "

人文科学(821006) 1,053 "

投入推計

地方財政支出内容調査から研究機関部門の集計をして投入を分割した。

産出配分

最終需要のみに配分した。国公立分は政府消費支出へ、私立分は、家計消費支出へ配分した。

(4) 問題点

45年表の利用範囲の拡大と活動の細分を図るために本部門を分割特掲し、教育活動は学校教育法によるものとしたが、他の法人が経営する各種学校も教育のアクティビティと考えられるので、推計資料の面とも併せて検討を要する。

仮設部門の自家教育、自家研究については推計不可能であるので各産業に投入を配分した。

研究機関については、科学技術研究調査報告が唯一の資料であったが、大学における学部と、研究機関との活動について教育と分離出来ない面があるので概念の整理を必要とする。

本部門については、比較的資料に恵まれているが、

文部省統計の公表がおくれているので確定値がつかみにくい。

15 医療 (8220-00)

(1) 定義および範囲

国立、公立、および民間の病院、診療所、助産婦、看護業、療術業、歯科技工等の医療活動とし、原則として日本標準産業分類、中分類、「88医療業」の範囲である。ただし、保健所は → 一般政府消費支出(913000)、獣医は → 獣医学(012001)、家畜診療所 → 農業サービス(012009)に分類される。

(2) 推計資料

	資料名	年次	作成者または出所	備考
1	国民総医療費	昭和45年度	厚生省	
2	地方公営企業年鑑(病院)	"	自治省	
3	病院経営収支調査年報	"	厚生省	
4	医療経済実態調査報告	昭和42年	中医協	
5	国立病院特別会計決算書	昭和45年度	大蔵省	
6	医療施設調査	"	厚生省	
7	社会医療調査報告	"	"	
8	国立病院年報	昭和44年度	"	
9	国立療養所年報	"	"	
10	日本赤十字社業務資料	昭和45年	日本赤	
11	地方公共団体財政支出内容調査	昭和45年度	経済企画庁	
12	40年産業連関表	昭和40年	行政管理庁	

(3) 推計方法

生産額

国公立 = 経費総額 + 建物帰属賃貸料 + 出産費用

民間 = 国民総医療費 - 国公立 C・T + 出産費用
を原則とした。

国公立(822001)

国立

国立病院特別会計損益計算書から経費総額をとり
固定資産評価差益を控除、一般会計国立らい療養所
経営費から医療機器整備費を控除

	(千円)		(千円)	
病院勘定経費総額	86,117,681		61,078,607	
固定資産評価差益	-25,039,074			
療養所勘定経費総額	69,565,420		55,118,744	
固定資産評価差益	-14,446,676			
国立らい療養所経営費	5,310,376		5,294,726	
医療機器整備	-15,650			

公立

地方公営企業年鑑の病院事業損益計算書から医業費用

地方財政統計年報の国民健康保険事業才入才出決算直診勘定から総務費、医業費

病院事業医業費用	280,404,534	(千円)
国保 総務費	8,617,812	295,075,211
医業費	6,052,865	

出産費用

日赤産院資料から1人当たり費用に出生児数を乗じた。

日赤資料 40年 22,350円→45年47,900円

I-O 25,000-----53,580

$$53,580 \text{ 円} \times 1,932,894 \text{ 人} = 103,562,049 \text{ 千円}$$

国公立、民間の分割は医療施設で配分した。

国公立	70,007,945 (千円)
民間	33,554,104

C・T

以上の推計に学校の附属病院、建物帰属賃貸料を加えた。

暦年転換はN I 公務の暦年／年度の比率をもって転換した。

国立病院経費 121,492

国立学校附属病院 47,296

公立病院経費 295,075

公立学校附属病院 17,523

計 481,386

$$481,386 \times 0.9674 = 465,693 \cdots ①$$

帰属賃貸料 17,888-----②

出産費用 33,554-----③

$$C \cdot T = ① + ② + ③ = 517,135 \text{ 百万円}$$

民間 (822,002)

国民総医療費から国公立分のC・Tを控除した。

国民総医療費 2,516,700

$$C \cdot T \triangle 483,581$$

出産費用 70,008

$$\text{計 (C・T)} 2,103,127$$

注 国民総医療費の範囲は、傷病の治療費に限っているため、分娩、健康診断、予防接種等の費用、固定した身体障害の義眼、義肢などの費用は含まれない。また、患者負担の買薬は控除した。

投入内訳

昭和42年医療経済実態調査報告の医業費用1病院当たり経費をもとに分割し、細分は地方公共団体財政支出内容調査の病院事業を使った。

産出配分

最終需要に配分した、国公立分は一般政府消費支出に、民間分は、家計消費支出に配分した。

(4) 問題点

1. 医療活動を国民総医療費で把握したことは、傷病の治療サービスに限定され、各種疾病の予防、健康管理・増進・環境・公衆衛生の向上等の活動は含まれてない。従って、医療費の増は傷病の増ともなりかねないので、今後行政面からの予防措置や国民福祉の面からも医療サービスについて研究すべきであろう。

2. 民間医療機関については資料に乏しく、関係機関からの十分な協力も得られなかつたので投入内訳については実情を反映しているとは限らない。

16 自然科学研究機関(民間) (8209-01)

(1) 定義および範囲

① 民間非営利団体である学術研究機関が行なう自然科学に関する実験、研究活動とし、原則として、日本標準産業分類の「931自然科学研究所」の範囲とする。

(2) 推計資料

資料名	年次	出所	備考
(1) 科学技術研究調査報告	昭和45年度	総理府統計局	
(2) 科学技術要覧	昭和47年	科学技術庁	
(3) 事業所統計調査	昭和41,44年	総理府統計局	
(4) サービス業投入調査	昭和45年度	経済企画庁	
(5) 民間非営利団体等消費投資調査	昭和45年度	経済企画庁	
(6) 法人企業間接費調査	昭和45年度	経済企画庁	

(3) 推計方法

① 生産額の推計

生産額は資料(1)から経営形態別には、民営と特殊法人を、学科別には、理学、工学、農学、医学およびその他の自然科学を対象として内部使用研究費から有形固定資産購入費を控除したものとして推計した。

② 投入内訳の推計

前記資料(1)による投入内訳の大枠を、資料(4), (5), (6)を用いて細分した。

③ 産出の配分

資料(6)を用いて分割し、それを投入側の資料を参考に細分した。

17 人文科学研究機関（民間）(8290-02)

(1) 定義および範囲

① 民間非営利団体である学術研究機関が行なう人文科学に関する研究活動とし、原則として、日本標準産業分類の「932人文科学研究所」の範囲とする。

(2) 推計資料

前掲の自然科学研究機関（民間）と同様。

(3) 推計方法

前掲の自然科学研究機関（民間）と同様。

18 自然科学研究機関（政府）(8800-01)

(1) 定義および範囲

政府の非企業会計に属する研究機関で自然科学に関する実験研究活動をさす。

(2) 推計資料

資料名	年次	出所	備考
(1) 科学技術研究調査報告	昭和45年度	総理府統計局	
(2) 科学技術要覧	昭和47年度	科学技術庁	
(3) 地方公共団体財政支出内容調査	昭和45年度	経済企画庁	

(3) 推計方法

① 生産額の推計

民間の研究機関と同様の方法によった。

② 投入内訳の推計

資料(1), (2)により大枠を決め、資料(3)および産出側の資料により細分割した。

③ 産出配分の推計

定義上、全額「一般政府消費支出」に配分した。

19 人文科学研究機関（政府）(8800-02)

(1) 定義および範囲

政府の非企業会計に属する研究機関で人文科学に関する研究活動をさす。

(2) 推計資料

前掲自然科学研究機関（政府）と同じ。

(3) 推計方法

同上。

20 その他の公共サービス (8290-09)

(1) 定義および範囲

非営利団体である社会福祉団体、宗教団体、政治団体、経済団体、労働団体、文化団体などの行なう公共サービスとして、原則として、日本標準産業分類の「84協同組合」「90宗教団体」「92社会保険社会福祉団体」「94政治、経済、文化団体」の範囲とする。なお、他産業に格付されたものを除く特殊法人は本部門に格付される。

(2) 推計資料

番号	資料名	年次	出所	備考
(1)	民間非営利団体等消費投資調査	昭和45年	経済企画庁	
(2)	事業所統計調査	昭和41,44年	総理府統計局	
(3)	労働省業務資料	昭和45年	労働省	

(3) 推計資料

① 生産額の推計

原則として資料(1)から経費総額をもって生産額としたが、労働団体については、労働省業務資料により、組合費総額をもって生産額とした。

② 投入内訳の推計

資料(1)の当該部門の数値を各投入項目毎に集計した。ただし、労働団体については、上記労働省業務資料から推計した生産額を本調査による労働団体の経費構成で分割して

求めた数値を採用した。

(3) 産出配分の推計

対家計サービス団体（宗教、労働、文化、政治、社会、福祉等の団体）については、すべて非営利団体消費支出に産出する。対事業所サービス団体（経済、協同組合、その他の対事業所サービス等）を内生部門および政府に配分する。配分額については不明な点が多いので、各部門の生産額および投入側の資料をもとに推計をおこなった。なお年度、暦年転換は国民所得統計の民間非営利団体消費支出の転換率（0.962）によった。

(参考) 社会公共サービス (8290-03)

本部門については下記の理由から今回は特掲せずに、第1表のように分割して他部門に含めた。

「社会公共サービス」部門の廃止について

1. 昭和45年産業連関表作成基本要綱によると、本部門新設の主な理由は下記の通り

- ① 事業団等は政府の代行機関であるので、その活動は「その他の公共サービス」部門から区別すべきである。
- ② これらの活動が現行の推計からもれていまする恐れがある。

2. しかし、下記の理由から本部門を廃止した方がよいと考えられる。

- ① 特別会計、公共、公団等、その活動が事業団よりも政府に近い事業体がその活動に応じて活動部門に格付されているのにここに掲げられた10事業団のみを特別な活動部門として独立させる理由がない。
- ② これら10事業団の生産額が非常に小さく、特掲すべき活動部門とする利点が少ない。
- ③ これら事業団の活動はそれぞれ非常に異っており、これに応じて投入構造も異っているため同一活動部門を形成させる事は非常にむずかしい。

④ これらのうち4事業団（第一表参照）については、総理府統計局「科学技術研究調査」および「事業所統計調査」において、研究団体として格付されており、また、他の6団体については経済企画庁「民間非営利団体消費投資調査」において、把握されている。そこで前者については「自然科学研究機関（民間）」部門に、後者については、「その他の公共サービス」部門、又は、それぞれの活動部門（「金融」、「公共事業」、「調査計算」）および「その他の公共サービス」に格付した方が、表の利用上および作成技術上からも利点が大きい。

(第1表) 社会公共サービス扱いの事業団の産業格付について

1	新技術開発事業団	自然科学研究機関（民間）
2	日本原子力船開発事業団	自然科学研究機関（民間）
3	動力炉核燃料開発事業団	自然科学研究機関（民間）
4	海外技術協力事業団	その他公共サービス
5	公営防止事業団	公共事業
6	八郎潟農林建設事業団	公共事業
7	石炭産業合理化事業団	その他の公共サービス、金融
8	石炭地振興事業団	金融、公共事業
9	金属鉱物探鉱促進事業団	金融、調査
10	石炭鉱害事業団	金融
11	宇宙開発事業団	自然科学研究機関（民間）

(備考) ただし、今回の産業連関表においては、4~10を「その他の公共サービス」に格付した。

21 広 告 (8300-11)

(1) 定義および範囲

テレビ、ラジオ、新聞、雑誌およびチラシ等の各種の媒体によって顧客のためにする広告サービスとし、原則として日本標準作業分類「851広告業」の範囲とする。広告に媒体を提供する他の産業部門（民間放送、新聞、雑誌、鉄道車内広告など）の広告活動および企業の自家広告活動部門も含まれる。

(2) 推計資料

番号	資料名	年次	作成者または出所	備考
1	日本の広告費	45	株式会社電通	C・T
2	法人企業間賃費調査報告	45	経済企画庁	I・O
3	サービス業投入実態調査	45	"	I・O

(3) 推計方法

① 生産額(CT)の推計

④ 資料1により、広告代理事業の取扱い高を営業広告の生産額(CT)とした。

営業広告の生産額(媒体別広告費の内訳)

新聞	265,000(百万円)
雑誌	41,800
ラジオ	34,500
テレビ	244,500
D M	26,800
屋外その他	121,300

(3) 推計方法

① 産出額 (C.T.) の推計

- ② 事業所統計調査より 853 興信所、854 ニュース供給業の従業員数を求める

	41	44	45
853 興信所	7,952	10,024	10,826
854 ニュース供給業	10,761	13,041	13,887
計(情報提供サービス)	18,713	23,065	24,713
$\left\{ \begin{array}{l} 10,024 = 7,952(1+r)^3 \\ 13,041 = 10,761(1+r)^3 \end{array} \right.$	$r=0.080$	$r=0.065$	
$\left\{ \begin{array}{l} 10,024 \times 1.080 = 10,826(\text{人}) \\ 13,041 \times 1.065 = 13,887(\text{人}) \end{array} \right.$	… 45年の興信所の従業員数	… 45年ニュース供給業の従業員数	

- ⑤ 昭和44年事業所統計調査報告(第5巻、サービス業編)より年1人当たり給与額を求める

興信所	…	8.4万円
ニュース供給業	…	15.48万円

- ⑥ 興信所業務資料(聞きとり)により人件費率 49.30 %、したがって生産額(C.T.)は

$$(0.840 \times 10,826 + 1.548 \times 13,887) \times \frac{1}{0.4930} = 62,051 \quad (\text{百万円})$$

② 投入・産出内訳の推計

- ⑦ 投入…「サービス業投入実態調査」「興信所業務資料」を参考にして推計した。
- ⑧ 産出…「法人企業間接費調査報告」より、大枠の配分をし、細かい部分の推計は各省庁の担当者がした。

24 電子計算機・同付属装置賃貸業(8300-93)

(1) 定義および範囲

電子計算機、同付属装置を料金または契約ベースで賃貸および保守管理を行なうサービスとする。しかし、電子計算機・同付属装置の製造業者が行なう賃貸サービスは本部門に含まれない。

電子計算機による計算サービスを行なう業者が自己保有の電子計算機を一時的にユーザーに開放する賃貸サービスは本部門に含まれず、「調査データー処理計算サービス」(830,091)に分類される。

(2) 推計資料

番号	資料名	年次	作成者または出所	備考
1	コンピューター白書	1971	日本経営情報開発協会	C.T.
2	電算機賃貸会社概要	1970	某会社	C.T.

(3) 推計方法

① 生産額(C.T.)の推計

コンピューター白書より電子計算機・同付属装置の賃貸および保守管理のみを行なっている会社を調べ電話により会社の賃貸料収入額(全部で5社)をきき、生産額とした。生産額(5社計)… 83,876百万円

② 投入・産出内訳の推計

- ③ 投入…資料がまったくないので、相手方の産出データをもとに推計した。
- ④ 産出…通産省業務資料により、業種別コンピュータのレンタル設置台数を参考にして推計した。

(4) 問題点

- ⑤ 投入資料がまったくないので、この入手を考えること。もし、きない場合は、廃止か業務用物品賃貸業と一緒にしてはどうか。

25 業務用物品賃貸業(8300-94)

(1) 定義および範囲

事務用機械、貸植木などの業務用物品の賃貸サービスとし、原則として日本標準産業分類「862 業務用部品賃貸業」の範囲とする。

(2) 推計資料

番号	資料名	年次	作成者または出所	備考
1	事業所統計調査報告	44	総理府統計局	C.T.
2	法人企業間接費調査報告	45	経済企画庁	C.T., I.O.
3	サービス業投入実態調査	45	"	I.O.
4	毎月勤労統計調査報告	45	労働省	C.T.
5	事業所統計調査報告(サービス編)	44	総理府統計局	C.T.

(3) 推計方法

① 産出額(C.T.)の推計

- ② 事業所統計調査より 862 業務用物品賃貸業の45年の従業員数を次式より求める

$$862 \text{ 業務用物品賃貸業 } 15,627 \quad 17,362(\text{人})$$

41年の調査数値がないため対事業所サービス業の全体の伸び率

(41～44年の伸び率を腹利法によって求めた。)を乗じて45年の従業員数とした。

- ③ 事業所統計調査報告・サービス業編より業務用物品賃貸業の年1人当たり給与額を求める… 9.2万4,000円

- ④ 法人企業間接費調査およびサービス業投入実態調査により人件費率を求める

法人企業間接費調査 …… 9.2%

サービス業投入実態調査……… 14.5%

- ④ 毎月労働統計調査報告（昭和45年）より、調査産業計の現金給与総額の（45/44）を求める… 117.0%
 ⑤ 以上により事務用機械等の業務用物品賃貸業の生産額（C・T）を求める

$$\frac{1}{2} \left\{ 0.924 (\text{百万円}) \times 1.170 \% \times 17,362 (\text{人}) \times \frac{1}{0.092} \right\}$$

$$+ \frac{1}{2} \left\{ 0.924 \times 1.170 \times 17,362 \times \frac{1}{0.1450} \right\} = 164,720 (\text{百万円})$$

② 投入・産出内訳の推計

- ⑥ 投入……「サービス業投入実態調査」「法人企業間接費調査」を参考にして推計した。
 ⑦ 産出……「法人企業間接費調査」により大枠で配分して細かい推計は各担当者が推計する。

26 建物サービス (8300-95)

(1) 定義および範囲

建物の清掃保守機器の運転、その他の維持管理サービスとし、日本標準産業分類の小分類「864建物サービス業」の範囲とする。

(2) 推計資料

番号	資料名	年次	作成者または所	備考
1	事業所統計調査	44	総理府統計局	C・T
2	サービス業投入実態調査	45	経済企画庁	I・O
3	法人企業間接費調査報告	45	"	I・O

(3) 推計方法

① 産出額（C・T）の推計

- ⑧ 事業所統計調査により864建物サービス業の従業員数を求める

$$41 \quad 44 \quad 45$$

$$864 \text{建物サービス業} \quad 30,525 \quad 85,118 \quad 119,846 \\ 85,118 = 30,525 (1+r)^3 \quad r = 0.408 (\text{人})$$

$$85,118 \times 1.408 = 119,846 (\text{人})$$

……… 45 建物サービス業の従業員数

⑨ サービス業投入実態調査より

建物サービス業年1人当たり給与額…… 51万9,000円

* サービス業投入実態調査の原票より従業員数を集計して、すでに集計されている給与額を除する。

建物サービス業の総売上高に対する人件費率…45.4%

⑩ 以上より産出額（C・T）を求める

$$0519 \times 119,846 \times \frac{1}{0.454} = 137,005 (\text{百万円}) \cdots C \cdot T$$

② 投入・産出内訳の推計

- ⑪ 投入……「サービス業投入実態調査」「法人企業間接費調査」を参考にして推計した。
 ⑫ 産出……「法人企業間接費調査」で大枠の配分をして細かい推計は、各省庁の担当者が推計した。

(4) 問題点

建物サービスの年1人当たりの給与額の資料が全くないので、「サービス業投入実態調査」の原票より求めたが、新しい資料が望まれる。

27 法務・財務・会計サービス (8300-96)

(1) 定義および範囲

①弁護士・弁理士・公証人・司法書士などの法務に関する専門的サービス②公認会計士・計理士・税理士などの会計、会計監査、簿記に関する専門的サービスとし、日本標準産業分類の「871弁護士・弁理士事務所」「871公証人役場・司法書士事務所」「873公認会計士事務所、会計監査簿記業」の範囲とする。

(2) 推計資料

番号	資料名	年次	作成者または所	備考
1	事業所統計調査報告	44	総理府統計局	C・T
2	法人企業間接費調査報告	45	経済企画庁	I・O
3	自由業実態調査報告	42	"	C・T
4	国税庁統計年報書	45	国税庁	C・T

(3) 推計方法

① 産出額（C・T）の推計

国税庁統計年報書より昭和45年度の弁護士・税理士等の報酬または料金（そのまま歴年に読みかえる）に1.1倍（5,000円以下の無税の報酬または料金を1割とみて）して生産額とする。

$$185,862 \times 1.1 = 204,448 (\text{百万円}) \cdots \text{生産額}$$

② 投入・産出内訳の推計

- ③ 投入……投入のデータは全くないので相手方の産出を参考にして推計する。

- ④ 産出……「法人企業間接費調査報告」で大枠で各産業に配分して、細かい推計は各担当者が推計する。

(4) 問題点

投入のデータが全くないので、今後資料の開拓しないかぎり信頼できる統計は望まれない。

28 土木建築サービス業 (8300-97)

(1) 定義および範囲

設計監督、建築設計、測量などの土木建築に関する民間の専門的サービスとし、日本標準産業分類の小分類「874土木建築サービス」の範囲とする。

(2) 推計資料

番号	資料名	年次	作成者または所	備考
1	事業所統計調査	44	総理府統計局	C・T
2	サービス業投入実態調査報告	45	経済企画庁	I・O
3	法人企業間接費調査報告	45	"	I・O

(3) 推計方法

- ① 産出額(C・T)の推計
- ② 事業所統計調査により874土木建築サービス業の民間部分の従業員数を下記の要領により求めると、

41 44 45

874土木建築サービス 60,530 100,137 118,362
(民間のみ)

$$100,137 = 60,530 (1+r)^3 \quad r = 0.182$$

100,137 × 1.182 = 118,362(人)……45年の従業員数

⑤ サービス業投入実態調査より

土木建築サービス業の年1人当たり給与額 76万7,000円

* サービス業投入実態調査の原票より従業員数を集計して、すでに集計されている給与総額を除して求める。

土木建築サービス業の人件費率……4.20%

⑥ 以上より産出額(C・T)を求める

$$0.767 \times 118,362 \times \frac{1}{0.420} = 216,152 \dots C \cdot T$$

⑦ 投入・産出内訳の推計

- ⑧ 投入……「サービス業投入実態調査報告」「法人企業間接費調査報告」を参考にして推計する。

- ⑨ 産出……「法人企業間接費調査報告」で大枠で配分して、細かい配分は各担当の推計者が推計した。

(4) 問題点

土木建築サービス業の年1人当たり給与額の資料がないので、「サービス業投入実態調査」の原票より求めたが、新しい資料が望まれる。

29 その他の対事業所サービス (8300-99)

(1) 定義および範囲

他に分類されないで、主として事業経営を対象としてサービスを提供する事業所の活動とし、原則として日本標準産業

分類の小分類「861速記・筆耕・複写業」「865私営職業紹介業」「869他に分類されないその他の事業サービス業」「879他に分類されないその他の専門サービス業」の範囲とする。

(2) 推計資料

番号	資料名	年次	作成者または所	備考
1	事業所統計調査報告	44	総理府統計局	C・T
2	サービス業投入実態調査	45	経済企画庁	I・O
3	法人企業間接費調査報告	45	"	I・O
4	事業所統計調査報告(サービス編)	44	総理府統計局	I・O
5	産業連関表(昭和40年)	40	経済企画庁	I・O

(3) 推計方法

① 生産額(C・T)の推計

- ② 事業所統計調査より「その他の対事業所サービス業」の45年の従業員数を求める

41 44 45

861速記・筆耕・複写業 27,816 30,015 30,795

865私営職業紹介業 4,457 5,881 6,451

869他に分類されない 124,209 97,444

その他の事業サービス業 143,892

879他に分類されない 233,074 46,448

その他専門サービス業 計(その他の対事業所サービス) 179,789 179,788 181,138

注1. 「861」「865」については、41~44年の伸び率を複利法によって求め、それを44年の数値に乗じて求めた。

2. 「869」「879」については、合計値が減少傾向にあるので44年と同じ数値を計上した。

- ③ 事業所統計調査報告(サービス業編)より、年1人当たり給与額およびサービス業投入実態調査より人件費率をそれぞれ求めると、

年給与額 人件費率

861速記・筆耕・複写業 56万4千円 20.40%

865私営職業紹介業 43万2千円 29.00

869他に分類されない 67万2千円 47.12%

④ 毎月勤労統計調査報告(昭和45年)より、調査産業計の現金給与総額(4.5/4.4)比を求める

⑤ 以上よりC・Tを求める

$$0.5647 \times 1.170 \times 30.795 \times \frac{1}{0.204}$$

$$+ 0.432 \times 1.170 \times 6,451 \times \frac{1}{0.290}$$

$$+ 0.627 \times 1.170 \times 143,892 \times \frac{1}{0.4712}$$

$$= 99,601 + 11,243 + 24,096 = 350,940 \dots \text{生算額}$$

注1. 「私営職業紹介」の人事費率は昭和40年の産業連関表より「対事業所サービス業」の人事費率(27.7%)を基にして次式で求めた。

$$0.277 \times \frac{1.111(\text{対サービス業の従業員伸び率})}{1.065(\text{対サービス業の事業所伸び率})} = 0.290$$

2. 「他に分類されないその他の事業サービス業」の人事費率は、「サービス業投入実態調査」の原票より某会社の人事費率を参考にして求めた。

② 投入・産出内訳の推計

- ③ 投入……「サービス業投入実態調査報告」「法人企業間接費調査報告」を参考にして推計した。
- ④ 産出……「法人企業間接費調査報告」で、大枠で配分して細かい配分は各省庁の担当者が推計した。

(4) 問題点

その他の対事業所サービスには、沢山の職種が入っている一方、それに対する資料があまりに少ない。また「サービス業投入実態調査報告」のその他の対事業所サービスの標本数も少く、その原票を調べてみてもその他の対事業所サービスに含まれるものも少い。

したがって、生産額の推計、投入・産出の資料がすべて不足している。

今後、資料の得られない限り、この部門は廃止した方がよい。

30 放送 (8400-10)

(1) 定義および範囲

日本標準産業中分類「81.放送業」の範囲とする。

ただし、日本放送協会所属の技術研究所、放送文化研究等の付属施設は、このなかに含まれる。これ以外の衛星放送および有線放送は含まれない。

(2) 推計資料

番号	資料名	年次	作成者または出所	備考
1	日本放送協会損益計算書	45	日本放送協会	C.T
2	日本放送協会業務資料	45	"	I
3	有価証券報告書	45	大蔵省	I
4	昭和40年産業連関表作成報告	40	行政管理庁	I
5	民間放送業務資料	45	民間放送連盟	C.T

(3) 推計方法

ア 生産額の推計

日本放送協会については、資料(1)から受信料に交付金を加算した金額を生産額とした。

$$\begin{array}{l} \text{受信料収入 } 9,051.1 (\text{百万円}) \\ \text{交付金 } 147 (\text{百万円}) \end{array} \quad \text{計 } 9,065.8 (\text{百万円})$$

年度歴年転換比率はN1放送の歴年/年度の比率を用いて転換した。

$$9,056.8 (\text{百万円}) \times 0.9756 = 8,830.1 (\text{百万円}) \cdots \cdots ①$$

民間放送については資料(5)の放送収入、製作収入から広告業者へのトラスファーレンジ(代理店手数料)を控除した額を生産額とした。

$$\left. \begin{array}{l} \text{放送収入 } 23,390.0 (\text{百万円}) \\ \text{製作収入 } 6,390.0 (\text{百万円}) \end{array} \right\} \text{計 } 29,780.0 (\text{百万円})$$

$$29,780.0 (\text{百万円}) - 4,650.0 (\text{百万円}) = 25,130.0$$

(代理店手数料) (百万円)

$$\text{放送 C.T} = ① + ② = 33,960.1 (\text{百万円})$$

イ 投入内訳の推計

日本放送協会について資料(2)から投入内訳を推計した。

民間放送については資料(3)により経費内訳を算出し、細分類については資料(4)の投入構造を勘案して算出した。

ウ 産出配分の推計

日本放送協会の算出については、最終需要部門のうち政府消費支出、特需については投入面から接近を試み、残余の額を一括家計消費支出に配分した。

民間放送については、生産額全額を「広告」(830011)に配分した。

31 映画製作・配給業 (8400-21)

(1) 定義および範囲

映画撮影、映画製作(テレビ・コマーシャル・フィルムの製作を含む)および映画の配給サービスならびに映画用諸道具の販売、映画出演者のローリング、映画フィルムの現像、タイトル書きなどの映画サービスとし、原則として日本標準産業分類の小分類「791 映画製作・配給業」「793 映画サービス業」の範囲とする。

(2) 推計資料

番号	資料名	年次	作成者または出所	備考
1	日本映画産業統計	45	映画製作者連盟	C.T
2	日本貿易月報	45	日本関税協会	C.T
3	有価証券報告書	45	大蔵省	C.T, I
4	サービス業投入実態調査	45	経済企画庁	I

(3) 推計方法

ア 生産額(C.T)の推計

資料(3)より大手5社(東映・大映・東宝・松竹・日活)

の映画製作、配給収入額とテレビ用映画収入額を求め、資料(1)よりその他のプロダクションの配給収入額と洋画(13

社)の配給収入額を求め、外国へのフィルム売却収入については資料(2)により求めた。

映画製作・配給収入

(5社分)	14,775(百万円)
(その他)	1,770
(洋画)	12,616
テレビ用映画収入	10,706
輸出収入	1,197
計	41,064

以上の合計額41,064(百万円)をC・Tとした。

イ 投入内訳の推計

資料の(4)のサービス業投入調査を用いて分割した。

ウ 産出配分の推計

本部門の産出先については投入側からの数値を用いて産出した。

32 映 画 館 (8400-22)

(1) 定義および範囲

商業的に映画の公開をするサービス活動とし、日本標準産業分類の小分類「792映画館」の範囲とする。

(2) 推計資料

番号	資料名	年次	作成者または出所	備考
1	国税庁第96回統括年報書	45	国税庁	C・T
2	有価証券報告書	45	大蔵省	I
3	サービス業投入実態調査	45	経済企画庁	I

(3) 推計方法

ア 生産額(C・T)の推計

資料(1)における入場料プラス入場税を求め、これより映画製作、配給収入額(29,160)百万円を控除することによりC・Tを求めた。

(単位:100万円)

	入場料金	入場税	計
課税分	82,709	8,271	90,980
非課税分	1,025	—	1,025
免税分	12	—	12
計	83,746	8,271	92,017

生産額=92,017-29,160=62,857(百万円)

イ 投入内訳の推計

主要した映画館の有価証券報告書と、サービス業投入実態調査を用いて分割した。

ウ 産出配分の推計

家計消費支出と家計外消費支出に配分、分割は40年I.O表によった。

33 劇 場 興 業 場 (8400-91)

(1) 定義および範囲

演劇、演芸見世物興業的スポーツなどの娯楽を提供する場所を経営する活動とし、日本標準産業分類の小分類「801劇場、興業場(映画を除く)」の範囲とする。

(2) 推計資料

番号	資料名	年次	作成者または出所	備考
1	国税庁第96回統括年報書	45	国税庁	C・T
2	有価証券報告書	45	大蔵省	I
3	サービス業投入実態調査	45	経済企画庁	I
4	法人企業間接費調査報告	45	"	I

(3) 推計方法

ア 生産額(C・T)の推計

資料(1)により入場料プラス入場税をC・Tとした。

(単位:100万円)

	課 税 分			非課税分 入場料金②	免 税 入場料金③	合 計 ①+②+③
	⑦入場料金	①入場税	小計①			
演劇	13,455	1,345	14,800	—	53	14,853
演芸	12,414	1,241	13,655	—	555	13,710
音楽	12,225	1,222	13,447	—	510	13,952
スポーツ	7,228	722	7,950	—	9	7,959
見世物	2,961	296	3,257	—	17	3,277
計	48,283	4,826	53,109	—	644	53,753

イ 投入内訳の内訳

サービス業投入実態調査と法人企業間接費調査により分割した。

ウ 産出配分の推計

家計消費支出と家計外消費支出に配分。

34 遊 戲 場 (8400-92)

→ (2) 推計資料

番号	資 料 名	年次	作成者または出所	備 考
1	事業所統計調査報告	41,44	総理府統計局	C・T
2	有価証券報告書	45	大蔵省	I
3	サービス業投入実態調査	45	経済企画庁	I
4	法人企業間接費調査	45	"	I

(1) 定義および範囲

ボーリング場、パチンコ屋、ビリヤード、ダンスホールなど一般大衆に娯楽を提供する事業所の活動とし、日本標準産業分類の小分類「807遊戯場」の範囲とする。

(3) 推計方法

ア 生産額(C・T)の推計

事業所統計サービス業編の売上階層別事業所数から中位数をとり、45年を延長推計したものとC・Tとした。

	41年			44年		
	1事業所 当り売上	事業所数	売 上	1事業所 当り売上	事業所数	売 上
806公園・遊園地		483		162,254	653	105,952
807遊 戯 場		18,281		27,115	22,486	609,708
809その他の娯楽業		10,283		6,100	8,605	52,491
	10,951	29,047	318,094			768,151

$$\frac{768,151 - 318,094}{3} = 150,019$$

$$768,151 + 150,019 = 918,170 \cdots \text{CT}$$

$$\text{遊戸場 C・T} = 918,170 \times \frac{609,708}{768,151} = 728,783 \text{百万円}$$

41年、44年事業所統計サービス業編から

- ① 売上階層中位数×事業所数=売上(10億円以上については15億円をとる)の集計から総売上を出して1事業所当りの売上を推計する。
- ② 1事業所当り売上に、全国編の事業所数を乗じて総売上とし、45年については41年～44年の計数を等差で延長した。

本部門については、41年と44年とでは産業分類が異なるため41年の部門分類で45年を推計し、それを44年の売上の構成比で分割した。

イ 投入内訳の推計

サービス業投入実態調査を用いて分割した。

ウ 産出配分の推計

家計消費支出と家計外消費支出に配分。

35 その他の娯楽施設 (8400-93)

(2) 推計資料

番号	資 料 名	年次	作成者または出所	備 考
1	事業所統計調査報告	41,44	総理府統計局	C・T
2	地方財政統計年報	45	自治省	C・T
3	地方公共団体財政支出内容調査	45	経企庁	I
4	サービス業投入実態調査	45	"	I

(3) 推計方法

ア 生産額(C・T)の推計

① 競輪、競馬、自動車、モーターボート収益事業

資料(2)および中央競馬会業務資料により、中央および地方収益事業のうち、つぎの金額をもって生産額とした。
すなわち入場料プラス車馬券売上金プラス使用料、手数料マイナス払いもどし金。

(1) 定義および範囲

遊園地、競輪、競馬の競争場、競技団などの娯楽施設の提※

	中央 収益事業	地方 収益事業	計	備考
入場料 ①	1,470	4,644		資料
車馬券売上金 ②	406,788	1,367,905		中央収益事業…日本中央競馬広報室
払いもどし金 ③	305,241	1,025,929		地方収益事業…地方財政の状況
生産額①+②-③	103,217	346,620	449,837	

② 運動場

基本的には遊戯場に同じ。事業所統計サービス業編の売上階層別事業所数から中位数をとり45年を延長推計した。

	41年	44年
1事業所当たり売上	46,538(千円)	125,680
事業所数	1,956	1,877
売上高	91,028	235,901

$$\rightarrow \frac{235,901 - 91,028}{3} = 48,291 \text{ (百万円)}$$

$$235,901 + 48,291 = 284,192 \dots \text{CT}$$

③ 遊園地

遊戯場に同じ。事業所統計サービス業編の売上階層別事業所数から中位数をとり、45年延長推計した。

41年と44年とでは産業分類が異なるため41年の部門で45年を推計し、それを44年の売上の構成比で分割した。

	41年			44年		
	1事業所 当たり売上	事業所数	売上	1事業所 当たり売上	事業所数	売上
806公園・遊園地	483			162,254	653	105,952
807遊戯場	18,281			27,115	22,486	609,708
809その他の娯楽業	10,283			6,100	8,605	52,491
	10,951	29,047	318,094			768,151

$$768,151 - 318,094 = 150,019$$

$$768,151 + 150,019 = 918,170 \dots \text{CT}$$

$$\text{遊園地CT} = 918,170 \times \frac{105,952}{768,151} = 126,644 \text{ 百万円}$$

$$\text{その他の娯楽施設CT} = ① 449,837 + ② 284,192 + ③ 126,644$$

$$= 860,673 \text{ 百万円}$$

イ 投入内訳の推計

資料(2)より収益事業の経費内訳を用い細分、また、その他の運動場、遊園地についてはサービス業投入実態調査を用いて細分した。

ウ 産出配分の推計

家計消費支出と家計外消費支出に配分。

36 興業団 (8400-94)

(1) 定義および範囲

契約により出演または自ら公演し、演劇、演芸、音楽、見世物および興行的スポーツなどの娯楽を提供する活動とし、日本標準産業分類の小分類「802興業団」の範囲とする。※

※(2) 推計資料

番号	資料名	年次	作成者または所	備考
1	事業所統計調査報告	昭和41.4年	総理府統計局	CT
2	サービス業投入実態調査	昭和45年度	経済企画庁	I

(3) 推計方法

ア 生産額(C・T)の推計

遊戯場に同じ

事業所統計サービス業編の売上階層別事業所数から中位数をとり45年を延長推計した。

	41年	44年
一事業所当たり売上	19,834	74,033
事業所数	402	456
売上高	7,773	33,759

$$\frac{33,759 - 7,773}{3} = 8,595 \quad 33,759 + 8,595 = 42,354$$

$$\dots \text{CT}$$

イ 投入内訳の推計

サービス業投入実態調査により細分

○ 産出配分の推計

産出側からのデーター不足のため、投入側からの数値によって配分した。

37 その他の娯楽 (8400-99)

(1) 定義および範囲

芸妓、置屋、娯楽用品の販賣など他に分類されない娯楽に付帯するサービスを行なう活動および文芸作品、芸術作品の創作などを行なう活動とし、日本標準産業分類の小分類「809 その他の娯楽業」「875著述家、芸術家業」の範囲とする。

(2) 推計資料

番号	資料名	年次	作成者または所	備考
1	事業所統計調査報告	昭和41,44年	総理府統計局	C·T
2	サービス業投入実態調査	昭和45年度	経済企画庁	I

(3) 推計方法

ア 生産額(C·T)の推計

遊戯場に同じ

事業所統計サービス業編の売上階層別事業所数から中位数をとり、45年を延長推計した。

41年と44年とでは産業分類が異なるため、41年の部門では45年を推計し、それを44年の売上の構成比で分割した。

41年			
	事業所 当り売上	事業所数	売上
806公園・遊園地		483	
807遊 戯 場		18,281	
809その他の娯楽業		10,283	
	10,951	29,047	318,094

44年			
	事業所 当り売上	事業所数	売上
806公園・遊園地	162,254	653	105,952
807遊 戲 場	27,115	22,486	609,708
809その他の娯楽業	6,100	8,605	52,491
			768,151
768,151 - 318,094			150,019

$$768,151 + 150,019 = 918,170 \text{ CT}$$

$$\text{その他の娯楽業 CT} = 918,170 \times \frac{52,491}{768,151} = 62,743 \text{ 百万円}$$

サービス業投入実態調査により細分

○ 産出配分の推計

内生の配分については投入側からの数値により、残余の額を家計消費支出と家計外消費支出に配分した。

(3) 問題点

40年表では娯楽業一本であったのを45年表では表の利用面を考慮して5部門に分割特掲したのであるが、娯楽業一般について統計資料が少なく正確な推計は困難をきわめる。このことは単に生産額推計だけでなく、投入産出内訳についても同様である。

特にタレントについてタレント自身プロダクションを持っているもの。あるいは他のプロダクションに属して報酬を得ているものなどまちまちであり、直接生産者の側からの生産額の把握は困難であり、間接的推計に頼らざるれえなかった。

38 飲食店 (8501-01)

(1) 定義範囲

日本標準産業分類 大分類G卸売業 小売業の中分類「46 飲食店」の範囲とし、主として注文により直ちにその場所で飲食させる事業所の販売活動とした。なお45年表は本部門を2部門に分割特掲した。

○ 遊興飲食店(850101)

料理、飲物と遊興接待サービスを併せて提供する活動で、日本標準産業分類小分類「464料理割ばう店」、

「465バー、キャバレー、ナイトクラブ」の範囲

○ その他の飲食店(850109)

食堂、レストラン、喫茶店など、主として注文により直ちに消費するため料理、飲物を提供する活動で、日本標準産業分類 中分類「46飲食店」のうち遊興飲食店(850101)に格付けた以外の小分類の範囲

(2) 推計資料

	資料名	年次	作成者または所	備考
1	商業統計速報	昭和45年	通商産業省	
2	事業所統計調査報告	昭和41,44年	総理府統計局	
3	国税庁業務資料	昭和45年度	国税庁	
4	中小企業の原価指標	昭和41,44年	中小企業庁	
5	法人企業間接費調査報告	昭和45年度	経済企画庁	
6	サービス業投入実態調査	"	"	
7	40年産業連関表	昭和40年	行政管理庁	
8	35年産業連関表(酒類部門)	昭和35年	国税庁酒税課	

イ 投入内訳の推計

(3) 推計方法、生産額

商業統計表の年間販売額をとり、事業所統計から45年の従業者数を推計して、補正した。また、年間販売額の中には料理飲食等消費税が含まれていないので加えた。

$$C \cdot T = [\text{商業統計年間販売額} \times (\text{事業所統計従業者} / \text{商業統計従事者})] + \text{料飲消費税}$$

商業統計表(産業編)の年間販売額(百万円)

遊興飲食店

料理、割ばう	193897	599,712
バー、キヤバーナイトクラブ	405815	

その他の飲食店

食堂・レストラン	885,783	1,780,542
そば・うどん店	121,130	
すし屋	211,641	
酒場・ビヤホール	168,581	
喫茶店	266,023	

その他

合 計 2,380,254

事業所統計飲食店従業者数から45年計数を推計

	44年	41年	増減	増減率%	年率
遊興飲食店	122,338	176,412	△54,074	△30.7	
料理・割ばう	122,338	176,412	△54,074	△30.7	
バー・キヤバーレ	35,9259	292,841	66,418	22.7	
計	481,597	469,253	12,344	2.6	1.009
その他の飲食店	44年	41年	増減	増減率%	
食堂・レストラン	602,304	412,022	190,282	46.2	
そば・うどん店	80,803	90,848	△10,045	△11.1	
すし屋	117,824	93,394	24,430	26.2	
酒場・ビヤホール	166,366	139,889	26,477	18.9	
喫茶店	204,179	139,821	64,358	46.0	
その他	51,337	32,980	18,357	55.7	
計	1,222,813	908,956	313,859	345	1.104
合 計	1,704,410	1,378,207	326,203	23.7	1.074

45年従業者 = 44年従業者 × 年率

$$\text{遊興飲食店} 481,597 \times 1.009 = 485,931$$

$$\text{その他の飲食店} 1,222,813 \times 1.104 = 1,349,985$$

商業統計速報(45年)の従業者

遊興飲食店	442,849
その他の飲食店	1,231,702

$$\text{補正率} = \frac{\text{事業所統計}}{\text{商業統計}}$$

$$\text{遊興飲食店} \frac{485,931}{442,849} = 1.097$$

$$\text{その他の飲食店} \frac{1,349,985}{1,231,702} = 1.096$$

C · T

遊興飲食店	販売高	599,712 × 1.097 = 657,884	711,566
	料理飲食消費税	53,682	

その他の飲食店	販売高	1,780,542 × 1.096 = 1,951,474	1,990,124
		38,650	

合 計

2,701,690

投入内訳

中小企業の原価指標から費目分割し、細分は、サービス業業投入調査、法人企業間接費調査をもとに分割した。又、直接材料については、産出側の大わくを、ホテル等、飲食店、家計、家計外の飲食費又は材料費割合で分割した。
酒については農林省の産出を35年酒のI·Oから用途別販売額で分割し細分は飲食費の割合で分割した。

産出内訳

家計消費支出と家計外消費支出に配分した。分割は40年I·Oによる。

(4) 問題点

本部本部門の分類は旧ISICにより、サービス業に格付されているが、新ISICでは卸小売業に格付されたため、C · Tを従来のサービス提供活動である粗マージンで把握せず、販売活動としての売上高でとらえた。このことは、直接原材料を投入したことであり、35年表、40年表との時系列に問題が生じたことになるので、35年表、40年表との比較を行なう場合に注意を要する。

39 旅館・下宿・その他の宿泊所(850901)

(1) 定義および範囲

宿泊または宿泊と食事を提供する事業のサービスとし、原則として日本標準産業分類の「75旅館、下宿、その他宿泊所」の範囲とする。なお国公立の宿泊所・共済組合・企業の保養所等は本部門に含めずそれぞれの部門に分類される。

(2) 推計資料

	資 料 名	年 度	出 所
(1)	事業所統計調査	昭和41.4年	総理府統計局
(2)	サービス業投入調査	昭和45年	経済企画庁
(3)	法人企業間接費調査	昭和45年	"
(4)	有価証券報告書	昭和45年	大蔵省
(5)	運輸省業務資料	昭和45年	運輸省

(3) 推計方法

① 生産額の推計

資料(1)のサービス業編より、各階層の売上高の中位数を乗じて求めた。

ただし、売上高10億円以上については、15億として推計した。

② 投入内訳の推計

資料(2), (3), (4)をもとに推計し、原材料部分の細分割は産出側の資料を参考にして推計した。

③ 産出配分の推計

定義により、家計消費支出および家計外消費支出に配分した。

40 洗たく・洗張染物業 (8509-02)

(1) 定義および範囲

①衣服、その他繊維製品の洗たく、およびこれを貸与することを繰返し行なうサービス。②洗張、湯のし、染色簡易な補修を行なうサービス。および③上記①②の対象となる品物の集配、取次を行なうサービスとし、日本標準産業分類「771洗たく業」「772洗張、染物業」の範囲とする。

(2) 推計資料

番号	資料名	年次	作成者又は出所	備考
1	事業所統計調査報告	昭和41.44年	総理府統計局	C・T
2	サービス業投入実態調査	昭和45年	経済企画庁	I

(3) 推計方法

ア 生産額(C・T)の推計

事業所統計サービス業編の売上階層別事業所数から中位数を取り45年を延長推計したものをC・Tとした。

771洗たく業	41年		
	事業所 当り売上	事業所数	売上
771洗たく業	2,533	45,040	114,086
772洗張、染物業	1,355	10,425	14,126
44年			
771洗たく業	3,754	55,371	207,863
772洗張、染物業	2,655	10,663	28,510
$207,863 - 114,086 = 3,1259$			
$\frac{3}{3}$			
$28,510 - 14,126 = 4,728$			
$\frac{3}{3}$			
$207,863 + 3,1259 = ① 239,122$ 百万円			
$28,510 + 4,728 = ② 33,038$ 百万円			
「洗たく・洗張染物」CT = ① 239,122 + ② 33,038 = 272,160			

41年44年事業所統計サービス業編から

① 売上階層中位数×事業所数=売上(10億円以上については15億円をとる)の集計から総売上を出して一事業所当りの売上を推計する。

② 一事業所当り売上に、全国編の事業所数を乗じて総売上とし、45年については41年~44年の計数を等差で延長した。

イ 投入内訳の推計

サービス業投入実態調査により細分した。

ウ 産出配分の推計

全額家計消費支出に配分

41 理容・美容業 (8509-03)

(1) 定義および範囲

主として理髪サービス、美容サービスを提供する事業所の活動とし、日本標準産業分類の小分類「773理容業」「774美容業」の範囲とする。

(2) 推計資料

番号	資料名	年次	作成者又は出所	備考
1	事業所統計調査報告	昭和41.44年	総理府統計局	C・T
2	サービス業投入実態調査	昭和45年度	経済企画庁	I

(3) 推計方法

ア 生産額(C・T)の推計

洗たく業と同じ

事業所統計サービス業編の売上階層別事業所数から中位数を取り、45年を延長推計したものをC・Tとした。

41年			
事業所 当り売上	事業所数	売上	
773理容業	1,04,006	201,119	
774美容業	75,404		
44年			
事業所 当り売上	事業所数	売上	
773理容業	1,121	112,810	178,578
774美容業	1,862	90,696	168,876
		<u>347,454 - 201,119 = 48,778</u>	<u>347,454 + 48,778 = 396,232.....C・T</u>

イ 投入内訳の推計

サービス業投入実態調査により細分

ウ 産出配分の推計

全額家計消費支出に配分

42 浴場業 (8509-04)

(1) 定義および範囲

銭湯業など日常生活の用に供するため、公衆を対象として入浴させるサービスおよびトルコ風呂・サウナ風呂など薬治、美容慰安など、特殊な効果を目的として公衆を入浴させるサービスとし、日本標準産業分類の「775 公衆浴場」「776 特殊浴場業」の範囲とする。

ホテル、旅館など宿泊と入浴をあわせて提供するものは「旅館、下宿業、その他の宿泊所」(850901)に分類される。

(2) 推計資料

番号	資料名	年次	作成者又は出所	備考
1	事業所統計調査報告	昭和41.4.4年	総理府統計局	C・T
2	サービス業投入実態調査	昭和45年	経済企画庁	C.T,I

(3) 推計方法

ア 生産額(C・T)の推計

洗たくに同じ

事業所統計 サービス業編の売上階層別事業所数から中位数をとり45年を延長推計したものをC・Tとした。

41年			
一事業所 当り売上	事業所数	売上	
775 公衆浴場業	2,916	18,463	57,486
776 特殊浴場業		1,251	

44年			
一事業所 当り売上	事業所数	売上	
775 公衆浴場業	3,712	18,631	69,158
776 特殊浴場業	17,338	1,434	24,863
$94,021 - 57,486$	3	12,178	百万円
$94,021 + 12,178 = 106,199$			…CT

イ 投入内訳の推計

サービス業投入実態調査により細分

ウ 産出配分の推計

全額家計消費支出に配分

43 写真業 (8509-05)

(1) 定義範囲

主として肖像写真、広告、出版、その他の業務用写真、フィルム現像およびフィルム複写を行なう事業所の活動で、日本標準産業分類小分類「781 写真業」の範囲とする。

広告、ニュース供給等他産業部門の活動に付随して行なわ

れる写真活動は、当該産業部門の活動とみなした。

(2) 推計資料

番号	資料名	年次	作成者又は出所	備考
1	事業所統計調査報告	昭和41.4.4年	総理府統計局	
2	サービス業投入実態調査	昭和45年	経済企画庁	
3	法人企業間接費調査	"	"	
4	40年産業連関表	昭和40年	行政管理庁	

(3) 推計方法

生産額

事業所統計 サービス業編の売上階層別事業所数から中位数をとり、45年を延長推計したものをC・Tとした。

	41年	44年
一事業所当り売上	2,685千円	4,727千円
事業所数	14,205	16,214
売上高	38,140百万円	76,644百万円

$$\frac{76,644 - 38,140}{3} = 12,835$$

$$76,644 + 12,835 = 89,479\text{百万円} \dots \text{C T}$$

41年、44年事業所統計 サービス業編から

① 売上階層中位数×事業所数=売上(10億円以上について15億円をとる)の集計から総売上を出して、一事業所当りの売上を推計する。

② 一事業所当り売上に、全国編の事業所数を乗じて総売上とし、45年については41年~44年の計数を等差で延長した。

投入内訳

サービス業投入実態調査と法人企業間接費調査で分割した。

産出内訳

家計消費支出へ全額産出した。

44 葬儀業 (8509-06)

(1) 定義範囲

主として死体埋葬準備、葬儀執行準備および墓地の管理を行なう事業所の活動とし、日本標準産業分類小分類「784 葬儀、火葬業」の範囲とする。

(2) 推計資料

番号	資料名	年次	作成者又は出所	備考
1	事業所統計調査報告	昭和41.4.4年	総理府統計局	
2	サービス業統入実態調査	昭和45年	経済企画庁	
3	法人企業間接費調査	" "		
4	40年産業関連表	昭和40年	行政管理庁	

(3) 推計方法

生産額

写真業と同じ

事業所統計サービス業編の売上階層別事業所数から中位数をとり、45年延長推計した。

	41年	44年
一事業所当たり売上	4,631千円	7,818千円
事業所数	3,034	3,515
売上高	14,050百万円	27,480百万円

$$27,480 - 14,050 = 4,477$$

$$27,480 + 4,477 = 31,957 \text{ 百万円} \dots \text{C.T}$$

投入内訳

サービス業投入実態調査と法人企業間接費調査で分割した。

産出内訳

家計消費支出へ全額産出した。

	41年			44年		
	一事業所当たり売上	事業所数	売上	一事業所当たり売上	事業所数	売上
823 貸自動車業				17,043	728	12,407
862 業務用物品賃貸				51,997	1,167	60,680
863 商品検査所				29,344	1,048	30,753
869 その他の対事業所サービス				19,263	12,660	24,3870
計	12,191	15,817	192,825	22,971	15,603	358,417 (347,710)

$$358,417 - 192,825 = 55,197$$

3

$$358,417 + 55,197 = 413,614 \dots \text{C.T}$$

$$\text{貸自動車業 C.T} \quad 413,614 \times \frac{12,407}{347,710} = 14,759 \text{ 百万円}$$

投入内訳

数社損益計算書をもとに分割し、細分については法人※

※企業間接費調査(サービス業)、サービス業投入実態調査

(業務用物品賃貸業)を使って分割した。

産出内訳

全額家計消費支出に配分した。

業界の営業方向は個人を対象にレジャー用が多かったものに加えてトラックの貸出し、企業における自家用車の代替えにも進出して来ているので内生部門へも産出すべきと思うが、データ不足のため家計のみとした。

46 その他の対個人サービス (8509-09)

(1) 定義範囲

他に分類されないその他の対個人サービスを提供する事業所の活動とし、日本標準産業分類の中分類「76 家事サービス」、小分類「782 衣服裁縫、修理業、はきもの修理業、くつみがき業」、「783 物品預り貯貸業」「789 他に分類されないその他の対個人サービス業」、「876 個人教授所」の範囲とする。

ただし、はきもの修理については(241090)に分類される。

(2) 推計資料

	資料名	年次	作成者又は出所	備考
1	事業所統計調査報告	昭和41.44年	総理府統計局	
2	個人企業経済調査	昭和45年度	"	
3	毎月勤労統計特別調査報告	昭和45年	労働省	
4	国勢調査速報(1%抽出)	昭和45年	総理府統計局	
5	昭和40年産業連関表	昭和40年	行政管理庁	

(3) 推計方法

生産額

「衣服裁縫修理業、はきもの修理業、くつみがき業」、「物品預り貯貸業」、「他に分類されないその他の対個人サービス業」については、事業所統計サービス業編の売上階層別事業所数から中位数をとり、45年を延長推計した。

衣服裁縫修理

41年 44年

一事業所当たり売上(千円)	672	1,117
事業所数	31,287	26,882
売上高(百万円)	21,025	30,027

$$30,027 + \frac{30,027 - 21,025}{3} = 33,028 \text{ 百万円}$$

内はきもの修理 C.T = 11,452百万円

物品預り貯貸

41年 44年

一事業所当たり売上(千円)	1,375	1,715
---------------	-------	-------

事業所数 12,757 11,829

売上高(百万円) 17,541 20,287
 $20,287 + \frac{20,287 - 17,541}{3} = 21,202 \text{ 百万円}$

その他の対個人サービス 41年 44年

一事業所当たり売上(千円) 1,136 2,055

事業所数 30,952 25,383

売上高(百万円) 36,003 52,162

$$52,162 + \frac{52,162 - 36,003}{3} = 57,548 \text{ 百万円}$$

家事サービス

毎月勤労統計特別調査報から、サービス業の企業規模1~4人の通勤、住込者平均月額給与、月間食事評価、年間特別給与から年額を推計し、45年国勢調査速報の家事サービス職業の人数を乗じたものを、45年個人企業経済調査から1~4人規模サービス業人件費率で除したものとC.Tとした。

毎月特別調査から

平均月間給(円) 平均月間食事(円) 年間特別給(円)

通勤者 34,150 985 66,576

住込者 24,509 6,236 36,282

平均 30,357 3,052 54,198

45年国調速報 職業(中分類)、年齢、男女別、15歳以上就業者から

家事サービス職業 144,100人

45年個人経調 サービス業1~4人規模、人件費率 0.80308

$$(30,357 + 3,052) \times 12 + 54,198 = 455,106 \dots \text{平均年額}$$

$$455,106 \times 144,100 = 65,581 \text{ 百万円}$$

$$65,581 \div 0.80308 = 81,662 \text{ 百万円} \dots \text{C.T}$$

個人教授所

事業所統計から45年事業所数を推計し、45年個人企業経済調査からサービス業1~4人規模の平均企業当たり売上を推計し乗じたものをC.Tとした。

事業所統計より

構成比

44年事業所数 著述家芸術家業 1,798 0.0400

個人教授所 35,565 0.7919

他の専門サービス 7,549 0.1681

計 44,912 1.0000

44年事業所数 他の専門サービス 35,863

$$44,912 + \frac{44,912 - 35,863}{3} = 47,928$$

$$\text{個人教授所 } 47,928 \times 0.7919 = 37,954$$

個人経調より

1～2人規模サービス業の企業当たり売上 1,246千円
 $37,954 \times 1,246 \div 47,291$ 百万円……C・T

C・T

衣服裁縫、はきもの修理、くつみがき	33,028
物品預り賃貸業	21,202
他に分類されない対個人サービス	57,548
家事サービス	81,662
個人教授所	47,291

はきもの修理C・Tを控除して

240,731-11452=229,279百万円……C・T

投入内訳

40年産業連関表のその他の対個人サービスの投入比率をもって分割した。

産出内訳

全額家計消費支出へ配分した。

(4) 問題点

45年表では「その他の対個人サービス」を細分し独立させる方法をとったが、基礎統計の不備のため、間接的推計が多く、その精度には問題が少くない。投入についても特別調査を行ったが企業の協力を得られない部門が多く、各アクティビティの投入構造を明らかにすることは統計の信頼度からも困難であった。

政府建物の帰属賃貸料について

(1) 定義範囲

中央政府（非企業分）、地方公共団体の所有する建物に対する帰属賃貸料である。また政府活動と云う立場上、減価償却分を計上し、利潤相当分を計上しない。

一般政府にかかるものは公務、国公立学校にかかるものは教育、国公立病院にかかるものは医療に配分する。

(2) 推計資料

資料名	年次	作成者又は出所	備考
1 財政金融統計月報(241号)	昭和45年度	大蔵省	
2 " (172号)	昭和40年度	"	
3 公共施設状況調	昭和45年度	自治省	
4 資産および施設の状況調	昭和39年度	"	
5 学校基本調査報告	昭和45年度	文部省	
6 地方公営企業年鑑(病院)	昭和45年度	自治省	

7 法人企業投資実績統計調査報告	昭和45年度	経済企画庁	
8 昭和35年国富調査	昭和35年	"	
9 有価証券報告書	昭和45年度	大蔵省	

(3) 推計方法

公務、学校、病院の延面積を求め、これに中央政府の建物面積に対する評価を乗じて総評価額を出し、法人企業の建物評価に対する減価償却の率をもってC・Tとした。

中央政府……「財政金融統計月報241号」の行政財産所管別

組織別、会計別、種類別、区分別年度末現在額から面積、評価額

地方公共団体……45年度「公共施設状況調」の本庁舎、支所の面積を39年度「資産および施設の状況調」で範囲を調整した面積

学校……「学校基本調査報告」の用途別建物面積

公立病院……「地方公営企業年鑑」の病院建物延面積を使用して

① 建物面積

	公務	教 育		医 療	計(千m ²)
		学 校	研究 所		
中 央	24,787	9,770	423	5,299	40,279
地 方	17,776	12,241	11	5,754	14,595
計	42,563	13,218	1	11,053	18,623
構成比	0.2286	0.7098	0.0023	0.0593	1.000

② 建物評価額 面積×国の評価面積

公務(地方) $17,767 \times 202,201 = 399,432$

学校(中央) $9,770 \times 240,409 = 234,880$

(地方) $122,411 \times 240,409 = 2,942,871$

研究所(中央) $423 \times 240,409 = 10,169$

(地方) $10 \times 240,409 = 240$

医療(中央) $5,299 \times 172,607 = 91,464$

(地方) $5,754 \times 172,607 = 99,318$

(百万円)

	公 務	学 校	研 究 所	医 療	計
中 央	501,195	234,880	10,169	91,464	837,708
地 方	359,432	2,942,871	240	99,318	3,401,861
計	860,627	3,177,751	10,409	190,782	4,239,569

(3) 帰属賃貸料

$$\text{全評価} \times \text{法人企業の減価償却} \\ \text{評 価}$$

$$4,239,569 \times 0.07355 = 311,820$$

$$\text{歴年転換 NI公務 歴年 } 2220.7 / \text{年度 } 2295.6 \\ = 0.9674$$

$$311,820 \times 0.9674 = 301,655 \text{百万円} \cdots \cdots \text{C.T}$$

(4) 部門別帰属賃貸料 面積比で分割

$$\text{公 務} \quad 301,655 \times 0.2286 = 68,958$$

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{中央} \\ \text{地方} \end{array} \right. \quad \left\{ \begin{array}{l} 40,153 \\ 28,805 \end{array} \right.$$

$$\text{学 校} \quad 301,655 \times 0.7098 = 214,115$$

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{中央} \\ \text{地方} \end{array} \right. \quad \left\{ \begin{array}{l} 15,825 \\ 198,290 \end{array} \right.$$

$$\text{研 究 所} \quad 301,655 \times 0.0023 = 694$$

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{中央} \\ \text{地方} \end{array} \right. \quad \left\{ \begin{array}{l} 678 \\ 16 \end{array} \right.$$

$$\text{医 療} \quad 301,655 \times 0.0593 = 17,888$$

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{中央} \\ \text{地方} \end{array} \right. \quad \left\{ \begin{array}{l} 8,576 \\ 9,312 \end{array} \right.$$

(4) 問 題 点

建物評価額は、面積に一定の評価を乗じて推計したが、建物構造の差異地域的な分布、評価額など一率に決定出来ない問題がある。

また資料の制約、行政財産の特殊性などのため帰属計算については、消極的な立場をとっているので今後の検討をする。

第6節 行政管理庁担当部門

I 事務用品(8600-00)

1. 概念・定義および範囲

事務用品は、筆記具などの消耗品のめを対象とするのではなく、各部門が一般的に且つ平均的に投入するようないわゆる事務用備品までも含むものとする。(たゞし、耐用年数1年以上で単価が5万円以上のものであれば国内総固定資本形成とする。また、小額のものであっても一時に大量に投入したような場合も資本形成とする。)

なお、部門によって投入される品目が特定されるようなものは直接各部門が投入した方が望ましいので、品目別に以下の取扱い原則によって処理した。

(1) 新聞

事務用品とはせず、産業が直接投入する。

(2) 印刷

特定使用産業(部門)および家計を除き、事務用品を迂回する。

(3) 電球

事務用品とはせず、「建設補修」部門を迂回する。

(4) 作業服・帽子・手袋・事務服(一般的なもの)

これらの支給形態は、現物給与、貸与、個人負担、雇主・雇用者の折半など種々の形態があるが、すべて企業の経費として扱うこととし、これらの投入は事務用品を迂回せず、直接各部門が投入する。

(5) 雨合羽など

「郵便」部門など特定使用産業(部門)が直接投入する。

(6) 地下足袋・ゴム長靴

「農業」、「建設業」など特定使用産業(部門)が直接投入する。

また、最終需要部門における事務用品は、政府(中央・地方)のみが投入するものとし、家計は直接単品を買う扱いとした。

2. 推計方法

事務用品の生産額、投入額および産出額の推計に関しては、データが皆無の状態であったため、まず事務用品の範囲に含まれる品目(10項目)の生産額のうち何割が事務用品として产出されたかの検討が、すなわち投入額の推計であり、一方、各列部門が事務用品として投入した額を事務用品の産出額として捉え、それぞれの積上額の結果から事後的に生産額を決定した。したがって、投入額と産出額の積上値の差を無くすことの検討がすなわち投入額・産出額の推計および調整ということになり

それぞれの積上値が一致した段階をもって生産額を確定した。当然のことながらこの段階では投入・産出のバランスがとれていっている。

3. 問題点

事務用品の推計に際しては、その範囲に含まれている品目、たとえば、教育部門における試験用紙、医療部門におけるカルテ等の用紙あるいはまた金融機関等で用いるコンピューター用紙などは事務用品として投入すべき紙なのか、あるいはそれぞれの活動に不可欠の原材料として投入すべき紙か、いわゆるボーダーライン上の解釈をめぐって論議された。しかし今回は極力相手部門との意見調整を行なって、アクティビティ本来の活動に直接必要と思われるものは原則として事務用品を迂回しないこととした。

これは紙にかぎらず他の品目についても同様のことかいえるのであって今後、事務用品部門を設ける限りこれらのものゝ解釈の判断規準等を明確にすると同時にデータ面の整備も必要と思われる。

II 梱包(8700-00)

1. 概念・定義および範囲

商品の輸送・保管などにあたって、その価値および状態を保護するために紙・板・金属・容器などを用いて包装あるいは梱包が施される。これは包括的に個装、内装および外装の3つに区分することができる。

個装は、商品の商品価値を高めるため、または商品を保護するため、商品個々に施される包装をいふ、内装は商品に対する水・湿気・衝撃などを考慮して外装貨物の内側に施される包装をいふ、さらに外装は、商品を紙・板・金属などを用いて結束し、または、それらから作られた容器に入れ、記号・荷印などを付して行なう外装貨物の外部の包装をいう。

産業連関表では、個装はそれぞれの商品の生産と一貫して、または生産と密接な関係をもって行なわれるものとみられるので、生産のための直接の原材料に加えて包装資材の投入が行なわれたものとして取扱う。

一方、外装および内装は、商品の生産活動とは別に、一般に商品の出荷・運搬を意図して行なわれる独立の活動であると考えられるので、個装とは別個の扱いとする。すなわち、外装および内装(以下、こゝでは梱包と呼ぶ。)活動を一つのグループとしてまとめて、仮設部門として梱包部門を設ける。梱包部門

では、その活動に必要な資材を投入し、各産業「梱包」を投入することとする。従って、各産業が一つ一つの梱包資材を投入することはしないことになる。

2. 推計の資料および方法

①「工業統計」を中心に、②「包装材料・容器の需要推計」（産業材料調査研究所）、③「昭和45年包装資材・包装関係機械出荷（生産）統計」（包装産業懇話会）、梱包資材関連協会、連合会等の資料、各種需給統計を参考とし、生産額は梱包資材の面、すなわち投入額を求める同時に確定した。生産額は上

（最終需要部門）

第7節 経済企画庁担当部門

家計外消費支出（9110-00）

粗付加価値部門における行部門「家計外消費支出」の説明を参照されたい。行部門のそれは、各産業が支払った費目別の家計外消費額を示しているのに對して、列部門では、家計外消費支出の内容としての財貨サービスの額を示している。

家計消費支出（9120-10）

(1) 定義および範囲

産業連関表（I・O）でいう家計消費支出とは、家計が支払った財貨サービスに対する経常的な最終支出額から中古品取引及び肩の販売額を控除したものである。ここでいう経常支出とは家計の場合は、土地と建物以外のすべての支出である。

(2) 推計資料

番号	資料名	年次	作成者 または出所
1	家計調査年報	昭和45年	総理府統計局
2	農家経済調査報告	昭和45年度	農林省
3	全国消費実態調査報告	昭和44年	総理府統計局

(3) 推計方法

ア 家計消費支出額（C・T）の推計

I・Oにおいては、生産者価格を基準とするのに対し国民所得統計（N・I）では購入者価格を基準としているのでマージン額が購入者価格の中に含まれた形になっている。またI・Oが国内概念に基づくのに比べ、N・Iは国民概念に基づいている。

このように I・O と N・I では概念上の差異があるが、一

記資料②により産業大分類別の需要額をわくとし、I・O部門ごとに40年I・O表の計数を見安として推計した。

3. 問題点

40年表では、化学および商業部門は、例外的に梱包資材を直接投入することにしているが、45年表では梱包部門の产出は例外を認めず統一的に行なった。これは、後での処理（例えばパラシ作業）に際して便利であると考えたからである。このような事情から、40年表と比較すると、生産額は化学および商業部門配分相当額だけ大きくなっている。

応N・Iの家計消費支出額にI・OとN・Iの概念上の差額を加えた額を家計消費支出額（C・T）とする。

① N・Iの家計消費支出額の推計

「家計調査年報」「農家経済調査報告」「全国消費実態調査報告」より非農家普通世帯、農家世帯、単身者世帯のそれぞれの年間家計費を求め、これに、世帯数を乗じる。これらの家計調査法による結果から住居費を除き、N・I概念に合わせるために、以下の項目の加算ないしは控除を行なう。加算項目としては、家庭外消費、学校給食費、自衛隊現物給与、地代家賃、設備修繕費、家具じゅう器・水道料、金融機関等の帰属サービス、社会保険による医療現物給付、その他の現物給付があり、控除項目としては、税外負担、個人から政府へのその他の移転、火災保険料、仕送金・贈与金等がある。

このN・Iの家計消費支出額は35,358,813百万円である。

② I・OとN・Iの概念上の差額

生命保険（簡易保険、郵便年金を含む）、不動産仲介業、住宅賃貸料（建設補修を含む）、国内国民概念・推計資料の違い等の概念上の差額は、1,981,652百万円である。
(単位 百万円)

	I・O	N・I	I・O-N・I
生命保険 (簡易、郵便年金含む)	894,620	621,749	272,871
不動産仲介業	35,009	18,471	16,538
住宅賃貸料 (建設補修を含む)	45,454,25	44,873,311	5,8064
国内・国民概念 推計資料の違い	1,634,179	—	1,634,179
合 計	7,109,233	5,127,581	1,981,652

①②より家計消費支出額（C・T）は、

35,358,813百万円 + 1,981,652百万円 = 37,340,465
百万円 となつた。